

十島村地域防災計画

津波災害対策編



令和 7 年 3 月 改正

十 島 村

目 次

津波災害対策編	1
第1部 総則	3
第1章 計画の目的等	5
第2章 防災関係機関の業務の大綱	9
第3章 住民及び事業所の基本的責務	15
第4章 村の地域特性及び津波災害特性	16
第5章 災害の想定	19
第2部 津波災害予防	46
第1章 津波災害予防の基本的な考え方	48
第2章 津波災害に強い地域づくり	50
第1節 津波災害防止対策の推進	50
第2節 土砂災害液状化等の防止対策の推進	54
第3節 防災構造化の推進	54
第4節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)	55
第5節 公共施設の災害防止対策の推進	55
第6節 津波防災研究の推進	55
第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え	56
第1節 防災組織の整備	56
第2節 通信・広報体制の整備計画	59
第3節 津波等観測体制の整備	59
第4節 消防体制の整備	60
第5節 避難体制の整備	61
第6節 救助・救急体制の整備	68
第7節 交通確保体制の整備	68
第8節 輸送体制の整備	68
第9節 医療体制の整備	68
第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備	68
第4章 住民の防災活動の促進	69
第1節 防災知識の普及啓発	69
第2節 防災訓練の実施	73
第3節 自主防災組織の育成	73
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	73
第5節 防災ボランティアの育成	73
第6節 要配慮者の安全確保	73
第3部 津波災害応急対策	74
第1章 活動体制の確立	76
第1節 応急活動体制の確立	76
第2節 情報伝達体制の確立	85

第3節	災害救助法の適用及び運用	85
第4節	広域応援体制	85
第5節	自衛隊の災害派遣	85
第6節	技術者・技能者及び労働者の確保	85
第7節	ボランティアとの連携等	86
第8節	災害警備体制	86
第2章	初動期の応急対策	87
第1節	津波警報等及び津波情報等の収集・伝達	87
第2節	災害情報・被害情報の収集・伝達	101
第3節	広報	101
第4節	水防・土砂災害等の防止対策	101
第5節	消防活動	101
第6節	危険物の保安対策	101
第7節	避難の勧告・指示、誘導	102
第8節	救助・救急	108
第9節	交通確保・規制	108
第10節	緊急輸送	109
第11節	緊急医療	109
第12節	要配慮者への緊急支援	109
第3章	事態安定期の応急対策	110
第1節	避難所の運営	110
第2節	食料の供給	110
第3節	給 水	110
第4節	生活必需品の給与	110
第5節	保健対策	110
第6節	感染症予防対策	110
第7節	動物保護対策	110
第8節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	110
第9節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	111
第10節	住宅の供給確保	111
第11節	文教対策	111
第12節	義援物資等の取扱い	111
第13節	農林水産業災害の応急対策	111
第4章	社会基盤の応急対策	112
第1節	電力施設の応急対策	112
第2節	液化石油ガス施設の応急対策	112
第3節	上水道施設の応急対策	112
第4節	電気通信施設の応急対策	112
第5節	道路等公共施設の応急対策	112
第4部	津波災害復旧・復興	113

第1節	地域の復旧・復興の基本的方針の決定	115
第2節	迅速な原状復旧の進め方	116
第3節	計画的復興の進め方	118
第4節	被災者等の生活確保	118
第5節	被災者への融資措置	118

津波災害対策編

第 1 部 総則

第1章 計画の目的等

第1 計画の目的

十島村地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。)第42条及び水防法(昭和24年法律第193号)第25条の規定に基づき、十島村防災会議が作成したもので、村域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、村域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

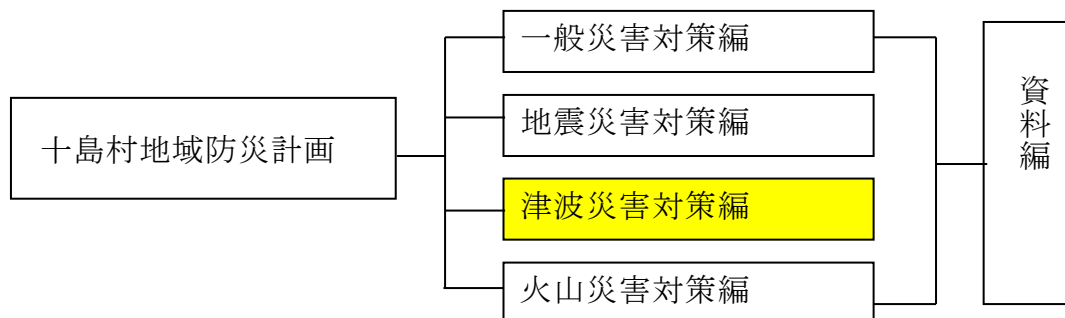
第2 計画の性格(その他の法令に基づく計画との関係)

十島村地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、津波災害に係る「津波災害対策編」である。

本計画は、十島村域の津波災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。

また、「地震災害対策編」は、主として揺れによるものを対象として記述し、「津波災害対策編」は、主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので、両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお、本計画に定めのないものについては、「地震災害対策編」を準用する。



第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

村	：十島村
県	：鹿児島県
基 本 法	：災害対策基本法
救 助 法	：災害救助法（昭和22年法律第118号）
指 定 行 政 機 関	：基本法第2条第3号で定める指定行政機関
指定地方行政機関	：基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関
指 定 公 共 機 関	：基本法第2条第5号で定める指定公共機関
指定地方公共機関	：基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関
防 災 業 務 計 画	：基本法第2条第9号で定める防災業務計画
地 域 防 災 計 画	：基本法第2条第10号で定める地域防災計画
村地域防災計画	：基本法第42条に基づき十島村防災会議が作成する地域防災計画
県地域防災計画	：基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
村 対 策 本 部	：基本法第23条の2に基づき設置する十島村災害対策本部
県 災 対 本 部	：基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
県 地 方 本 部	：県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
本 部 長	：十島村災害対策本部長
県 本 部 長	：鹿児島県災害対策本部長
県 地 方 本 部 長	：鹿児島県災害対策地方本部長
災 害	：暴風、竜巻、豪雨、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（基本法第2条）

第4 計画の理念

この計画は、村の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

十島村は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など過去に様々な災害を経験している。海岸線が長く、ほとんどの集落が海に面して形成されている。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

このような事態に対処するため、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 村の地域特性及び津波災害特性

第5章 災害の想定

第2部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

第2章 津波災害に強い地域づくり

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

第4章 住民の防災活動の促進

第3部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

- 第2章 初動期の応急対策
- 第3章 事態安定期の応急対策
- 第4章 社会基盤の応急対策
- 第4部 津波災害復旧・復興

第6 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

第7 計画の周知

この計画の内容は、村、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

村、鹿児島県、並びに村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 村

村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 村防災会議に係る業務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した村管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 (10) 被災施設の復旧に関すること。 (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。 (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。 (11) 被災施設の復旧に関すること。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに等に関すること。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局	(1) 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州運輸局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。 (4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。 (7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。
九州地方整備局	(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。 (3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 (4) 直轄河川の水防に関すること。 (5) 直轄国道の防災に関すること。 (6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 (7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。
大阪航空局 鹿児島空港事務所	(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。 (3) 航空機による代替輸送に関すること。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。 (5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。
国土地理院 九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関すること。 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台・名瀬測候所)	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区 海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州総合通信局 (鹿児島行政 評価事務所)	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。

第4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊 海上自衛隊 第1航空群	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。 (2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話 株式会社 (鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。
日本郵便株式会社 (口之島郵便局、	(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 (2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中之島郵便局、諏訪之瀬島簡易郵便局、平島簡易郵便局、悪石島簡易郵便局、小宝島簡易郵便局、宝島郵便局)	援護対策に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
日本銀行 (鹿児島支店)	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 (2) 金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策
日本赤十字社 鹿児島県支部	(1) 災害時における医療救護(医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等)に関すること。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (6) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
日本放送協会及び放送関係機構	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、鹿児島交通株式会社、鹿児島県トラック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関する

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	ること。
電力供給機関 (九州電力株式会社 鹿児島お客さまセ ンター鹿児島営業 所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県建設業会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
村社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
十島村漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基本的責務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。
住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする村・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、村及び県と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基本的責務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、村、県及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第4章 村の地域特性及び津波災害特性

第1 村の地勢

本村は、屋久島と奄美大島の間に点在し、トカラ列島と呼ばれ、北から口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の有人7島と、臥蛇島、小臥蛇島、小島、上ノ根島、横当島の無人5島の合わせて12の島々で構成されている南北約160kmに及ぶ「南北に長い村」である。

第2 村の地形・地質

本村の島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本村は、比較的風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、鹿児島県に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から本村及び住民を守っていかなければならない。

第3 県の津波災害履歴

記録に残る県内の津波による被害は、1605年(慶長9年12月16日)に大隅から薩摩にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建物も人も多数被害を受けたとか、1707年(宝永4年10月4日)に地震で海水が大いに溢れて種子島東側の浦で人家が10軒流失したというものがある。また、桜島の安永噴火における海底噴火に伴い大きな津波が生じ、6人を引き去ったという記録もある。

近年では、1960年(昭和35年5月23日)のチリ地震津波で、日本各地は発震後ほぼ一昼夜を経て津波の襲来を受けているが、鹿児島県内でも各地に浸水による被害が発生し、特に奄美大島では、637戸の床上浸水、1,321戸の床下浸水による災害が発生している。ちなみに、日向灘で大規模な地震が発生した場合、津波の第一波は発震後20分以内で大隅東岸に到達することになり、これが満潮時と重なると更に災害を大きくすることになる。

このように稀ではあるが、鹿児島県においても過去に津波の襲来を受けており、今後もまた襲来することが十分予想される。また、国及び県が想定した南海トラフ沿いや南西諸島海溝沿いの巨大地震による津波への対応も検討する必要がある。

津波被害の記録(江戸時代までのもの)

1 南海トラフ沿いの地震による津波

(1) 慶長地震津波

ア 慶長9年12月16日(1605年2月3日)のマグニチュード8級の南海トラフ沿いの地震による。

イ 本県での遡上域など被害は未詳だが、東目【大隅】から西目【薩摩】にかけての海浜に大浪が寄せて来て、建屋のことは言うに及ばず、人も多数被害を受けた旨の記録(樺山権左衛門尉久高の譜の中の島津義久書状)がある。

(2) 外所地震による津波

ア 寛文2年9月19日(1662年10月30日)に日向灘で起きたマグニチュード7級の「外所(とんところ／とんどころ)地震」による津波は、延岡市付近で3～4m、宮崎市付近で4～5m、志布志湾付近で2～3mと推定されている。

イ 寛文2年10月(1662年11月)に、大隅が大地震で「山が崩れ海が埋まり」、海が陸となった旨の江戸時代の記録(続史愚抄、玉露叢、三国名勝図会)があったが、明治以降の災害資料集(日本震災凶謹攷ほか)で、外所地震と混同されてか、大隅も陸が海となったとされた。

(3) 宝永地震津波

ア 宝永4年10月4日(1707年10月28日)のマグニチュード8超の南海トラフ沿いの地震による津波で、大分・宮崎では死者や多くの家屋の流失の記録があり、津波高3～4mと推定されている。

イ 地震で潮水が大いに溢れ、【西之表市太平洋側の】現和村の庄司浦で人家が十軒流失したとの記録(種子島家の家譜)があり、種子島北部での津波高5～6mと推定した論文(羽鳥、1985)がある。

2 桜島沖海底噴火に伴う津波

(1) 安永8年10月1日(1779年11月9日)からの桜島の噴火の際、島の北東側に1年程で9島[その後の合体や浸食により現存は4島]が生成したが、海底噴火に伴う津波が安永9年7月6日(1780年8月6日)以降記録されている。

(2) 安永9年8月11日(1780年9月9日)は、浪が上がる事三丈【9m】ほど、【島の西部で城下側に突き出した袴腰北側の】小池浜辺りで二丈【6m】ほどで、10月4日(10月31日)も大浪上がるとの記録がある。

(3) 安永10年3月18日(1781年4月11日)、高免村の前にできた島が燃え上り、泥を吹き上げる量が膨大で、[小池村の浜に十度、高さ七八間【13・14m】程など]津波の上がる規模が大きく、白浜村の男5人・女1人が波にさらわれ亡くなり、谷山からの漁師3人死亡・4人不明という記録がある分や、噴出物による被災者を含むと思われる、死者8人・行方不明者7人の幕府への報告がなされている。

3 その他

- (1) 寛延元年8月(1748年9月)の串木野・羽島や寛政元年(1789年)の串木野・島平の海沿いの神社(神社仏閣調帳)と、寛延元年9月2日(1748年9月24日)の市来・湊町の地頭館(三国名勝図会)に津波があり、宝物や書類が流失したとあるが、波源となる地震が推定されておらず、少なくとも最後の日付については、大風が吹いて薩摩半島は大潮で、市来・串木野では海辺の家が流れたり破損して死人もあつたらしいとの記録(三州年代記)がある。
- (2) 安永7年8月7日(1778年9月27日)に沖永良部・湾の代官仮屋まで津波が遡上し石垣が崩れたり大魚が打ちあがった記録(沖永良部島代官系図)があるが、地震が推定されておらず、同日及び翌日に大風があつて高倉が多数倒れ船が流失したとの大島の記録(大島代官記)があり、台風など気象による高潮が疑われる。

	西暦年月日	波源域	遡上地	人的被害	備考
1(1)	1605. 2. 3	南海トラフ沿い	鹿児島全域	多数	慶長地震
1(2)	1662. 10-11	日向灘	大隅	記録なし	日向と混同か
1(3)	1707. 10. 28	南海トラフ沿い	種子島	記録なし	宝永地震
3(1)	1748. 9 ほか	—	串木野、市来	記録漠然	高潮か
3(2)	1778. 9. 27	—	沖永良部	記録なし	高潮か
2(3)	1781. 4. 11	桜島北東沖	鹿児島湾北部	死亡・不明 15	海底噴火か

第5章 災害の想定

第1 災害想定の見直し

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、津波等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は津波等の大きさについて想定し、平成25年度は被害について想定した。

これを踏まえ、本計画においても、災害の想定を下記の通り見直した。

なお、本計画は津波災害対策編であるが、直接的な要因である想定地震と密接な関係があるため、地震被害想定を含めて記載するものとする。

1 趣旨

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島しょを有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまでも様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した県地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにしておく必要がある。

「地震等災害被害予測調査」報告は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、本県が想定すべき災害のひとつである地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の想定を行い、併せて桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行ったものである。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

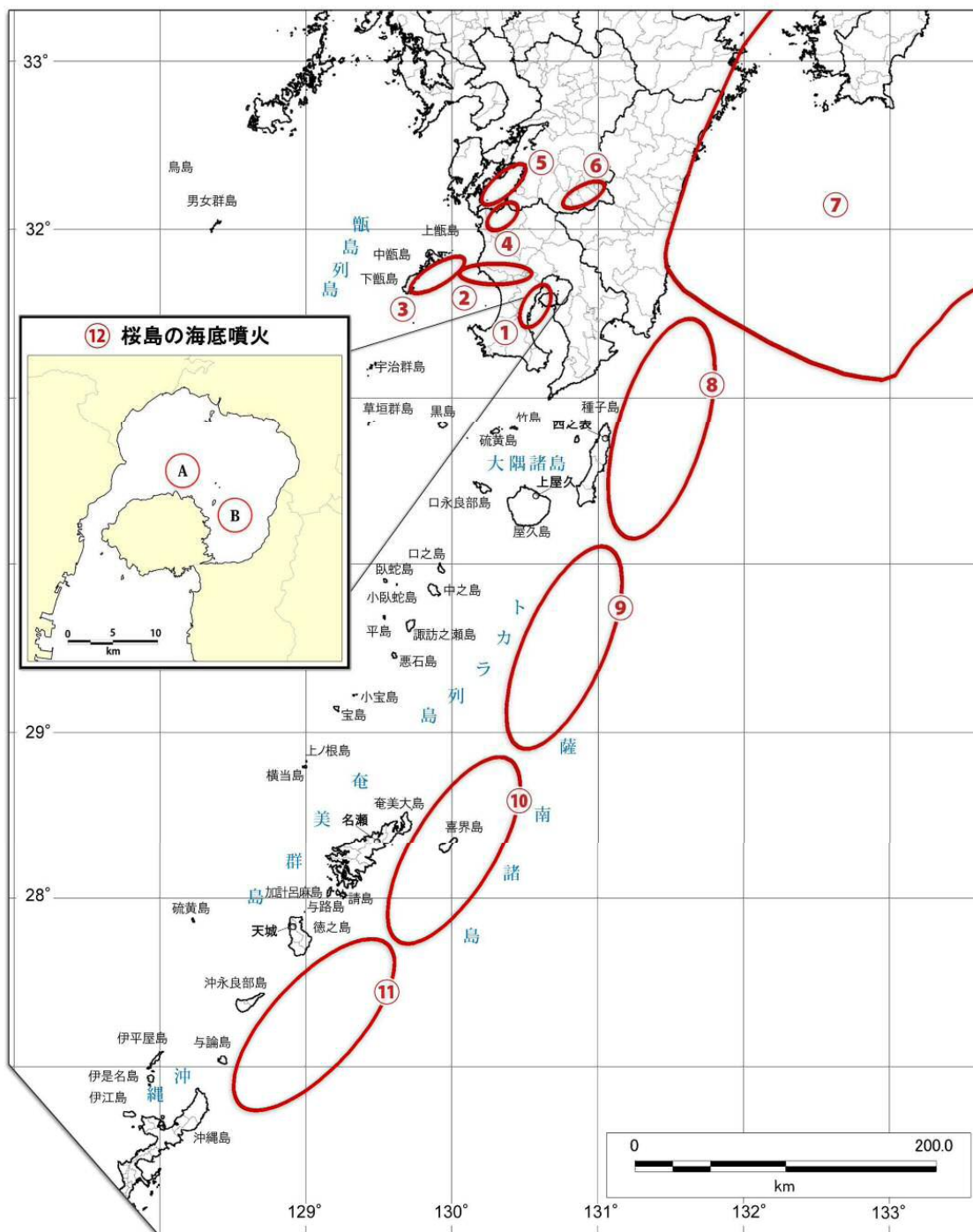
- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

3 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定

期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に想定することとし、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- ・地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM7又はM8）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- ・本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定



想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード(MJ)	モーメント マグニチュード(Mw)	震源断層 上端の深度 (km)	津波 (11 津波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間)近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘 (4連動)】	—	地震： 9.0 津波： 9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード(MJ)とモーメントマグニチュード(MW)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード(MJ)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。

4 十島村における想定津波の波源ごとの最大津波

十島村における想定津波の波源ごとの最大津波は次のとおりである。南海トラフを震源とした地震（CASE 5）による本村への最大津波高は 6.34m となっている。

トカラ列島太平洋沖による本村への最大津波高は 8.69m となっている。

十島村における想定津波の波源ごとの最大津波

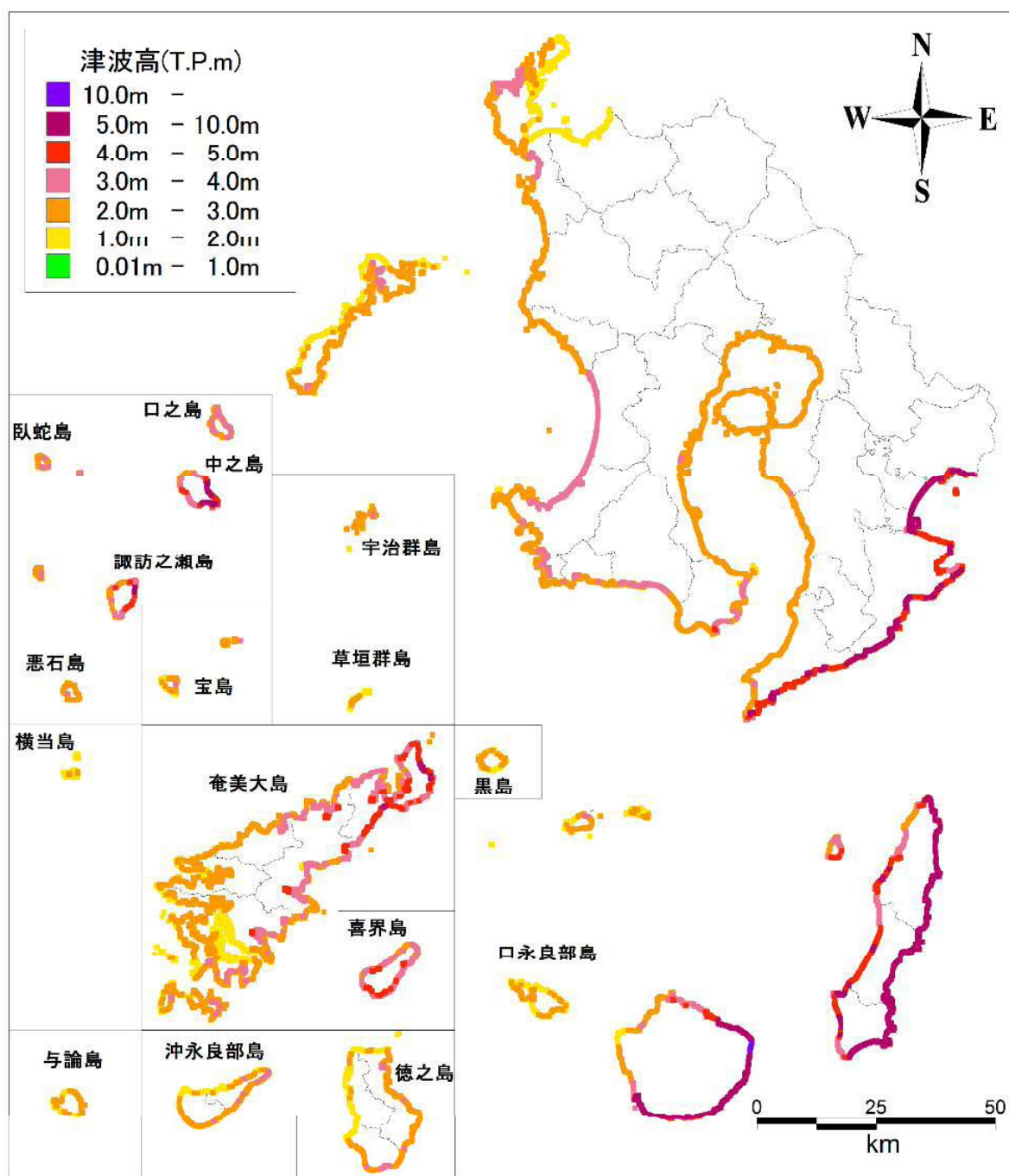
【津波の計算条件：朔望平均満潮位・堤防なし・地殻変動考慮】

番号	想定地震等	十島村における最大津波	
		到達時間(分)	津波高(m)
①	鹿児島湾直下	-	-
②	県西部直下	1 5 0	1. 2 6
③	甬島列島東方沖	2 8 5	1. 8 0
⑤	熊本県南部	-	-
⑦	南海トラフ(CASE 5)	5 8	6. 3 4
⑦	南海トラフ(CASE 11)	5 9	5. 8 8
⑧	種子島東方沖	4 2	2. 6 7
⑨	トカラ列島太平洋沖	4 0	8. 6 9
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	4 6	3. 8 6
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	1 3 0	2. 2 8

⑦南海トラフ(C A S E 5)の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

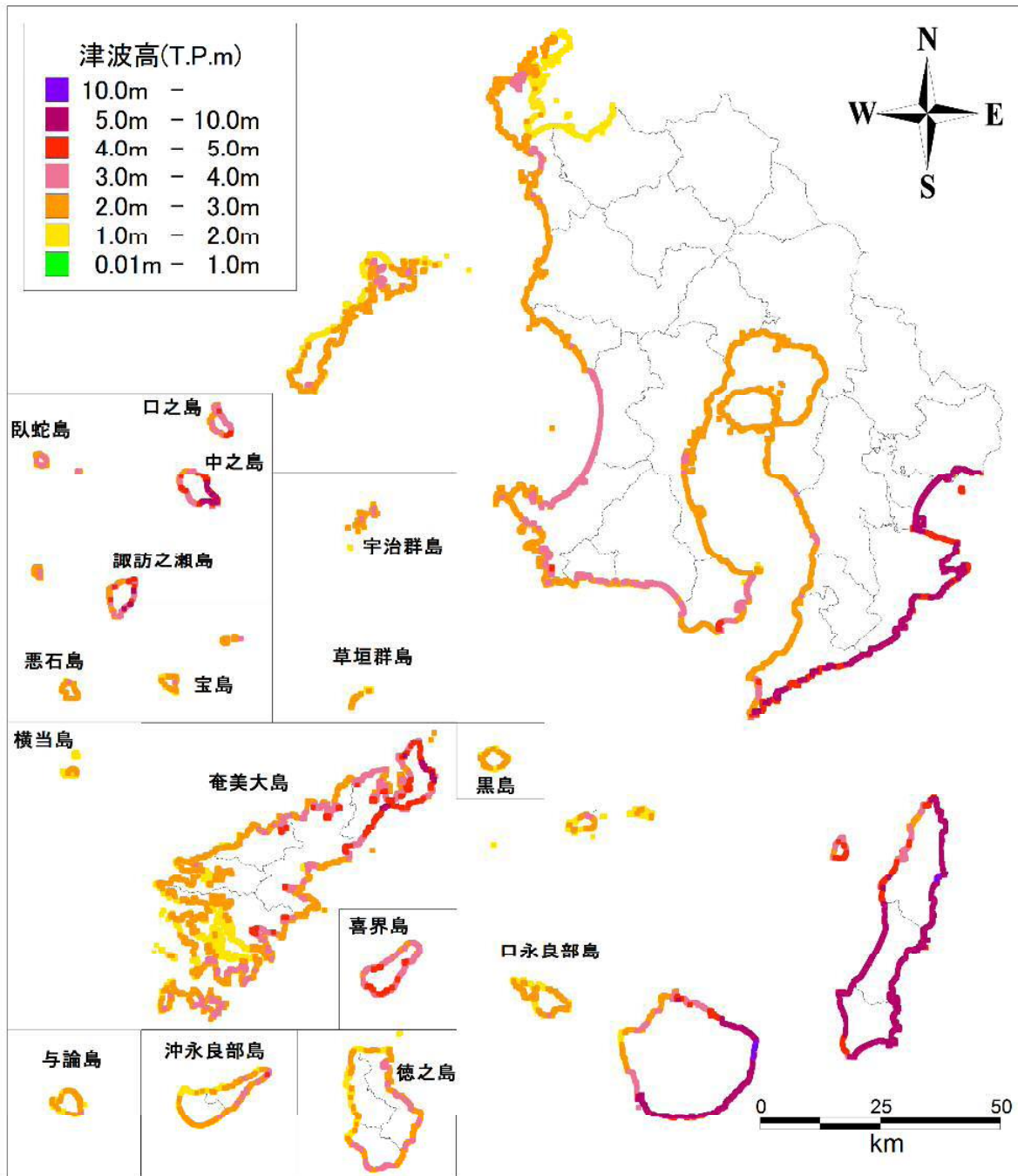
堤防条件：堤防なし



⑦南海トラフ(CASE 11)の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

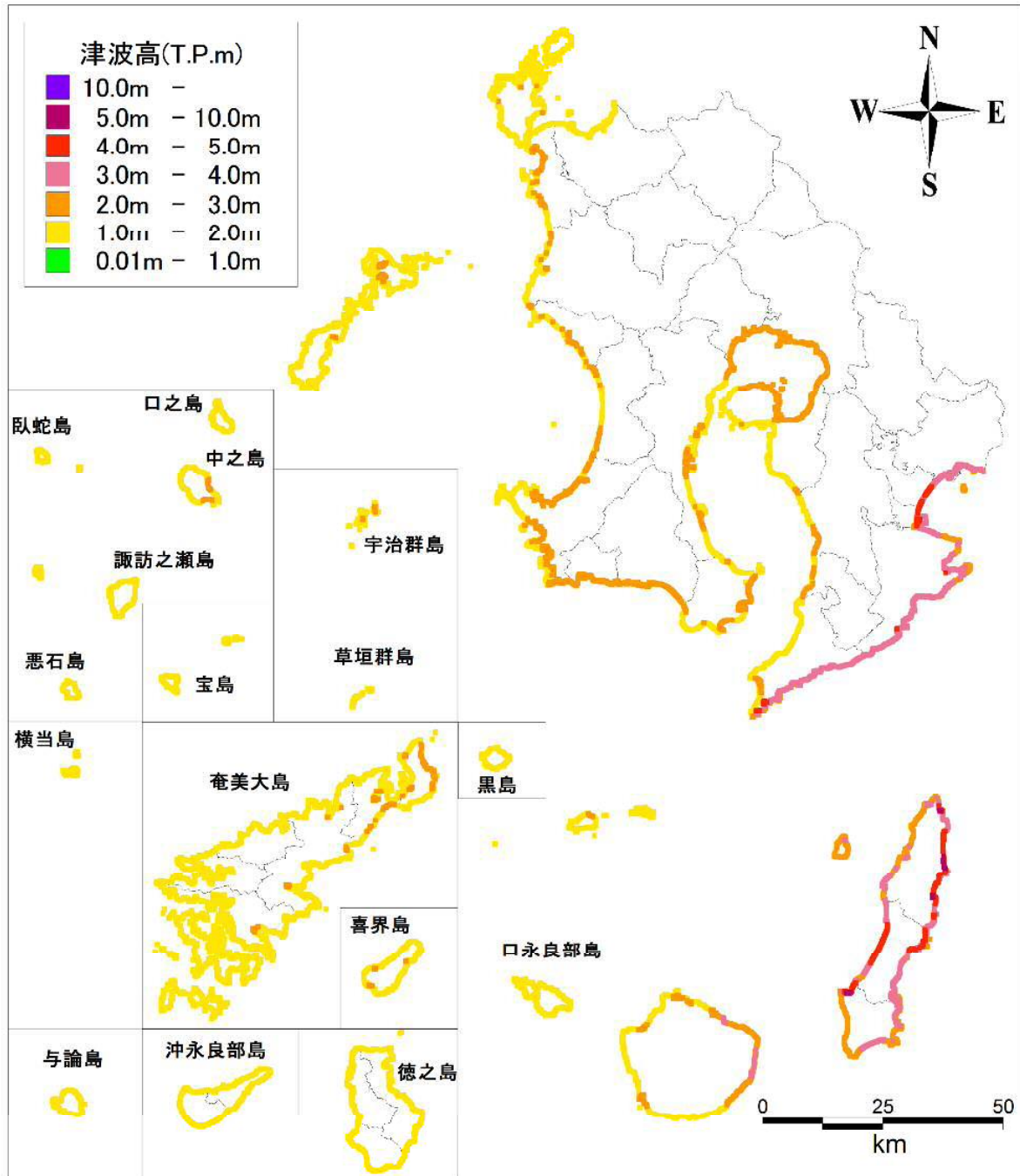
堤防条件：堤防なし



⑧種子島東方沖の地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

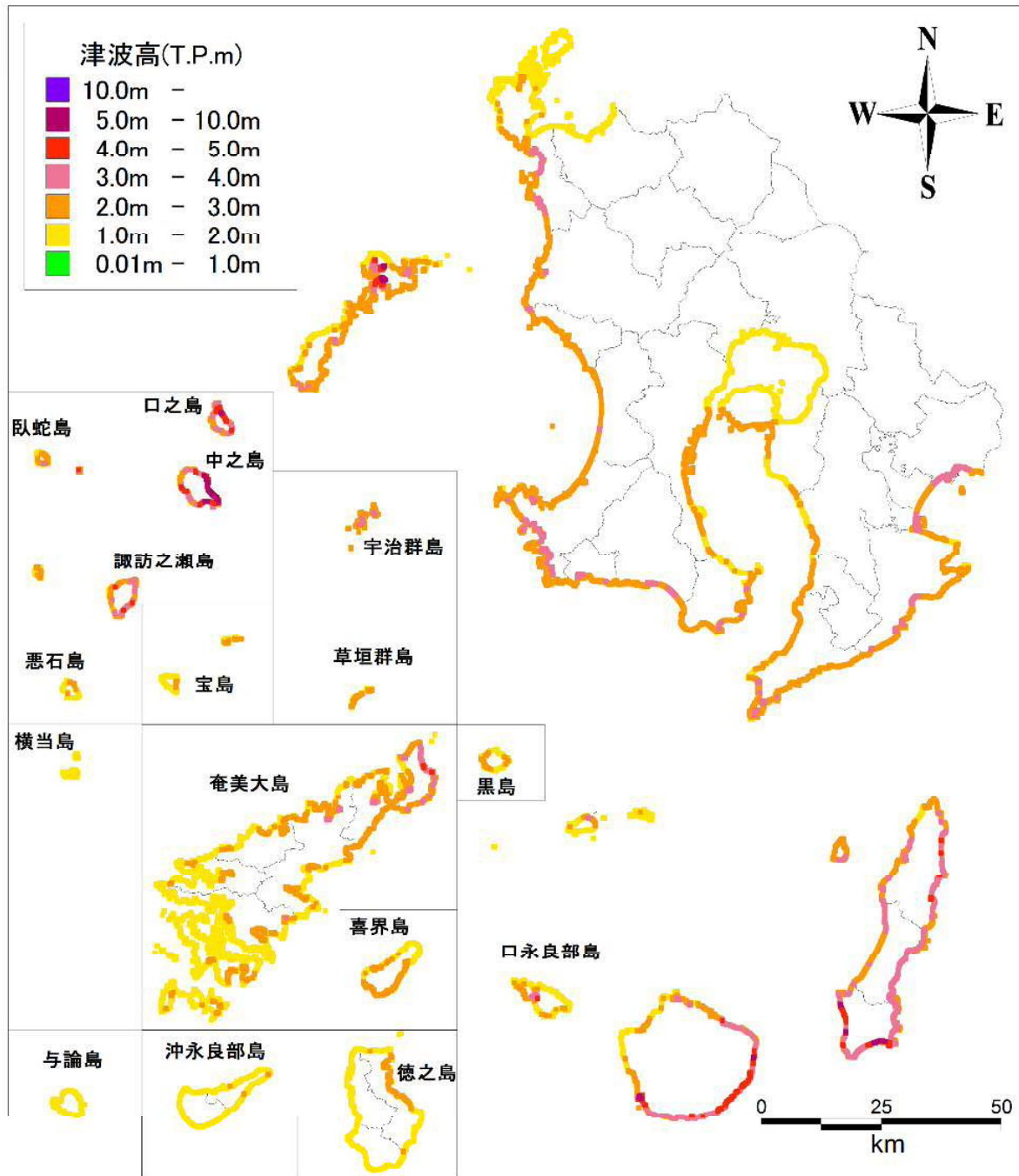
堤防条件：堤防なし



⑨トカラ列島太平洋沖の地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

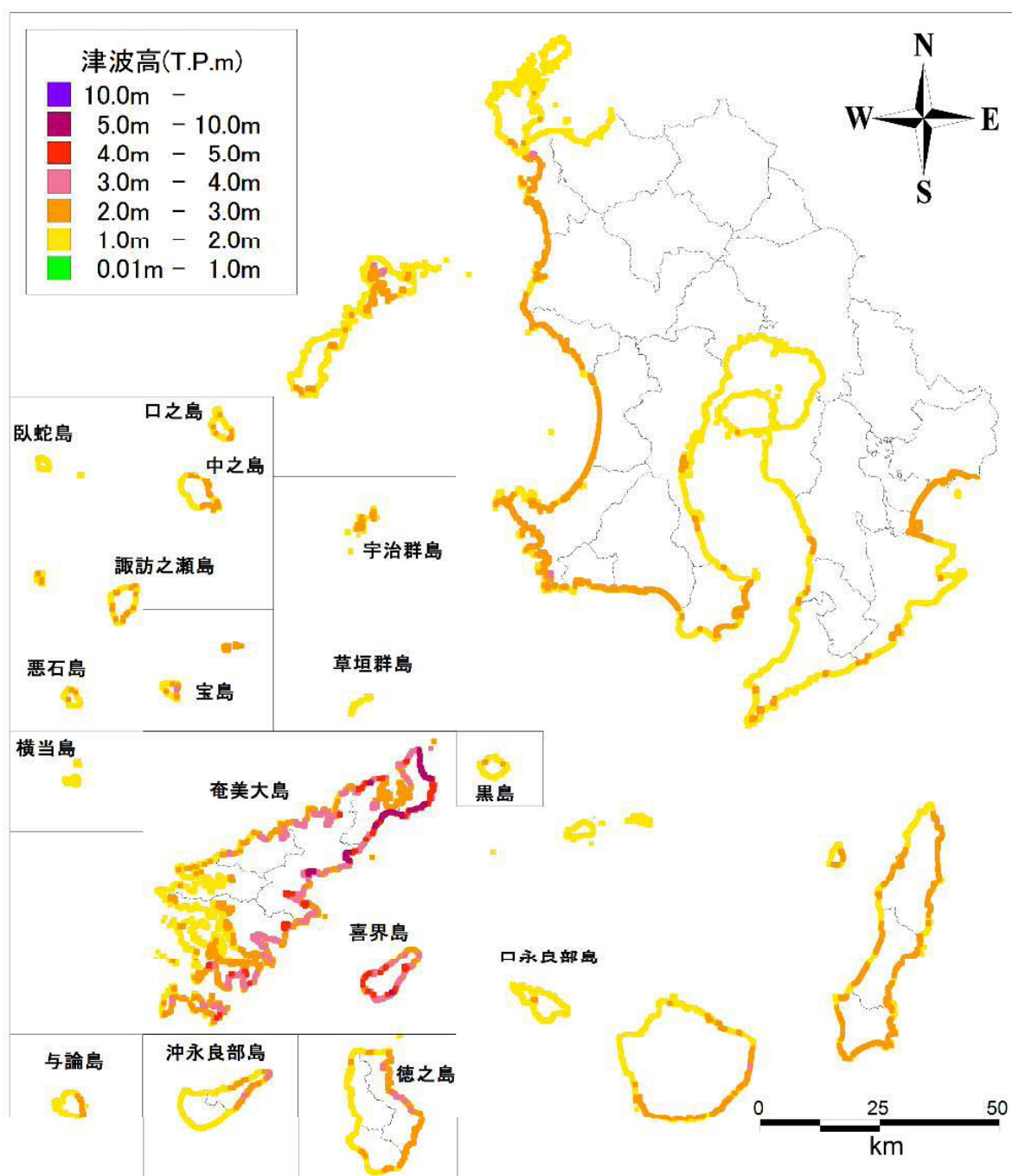
堤防条件：堤防なし



⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

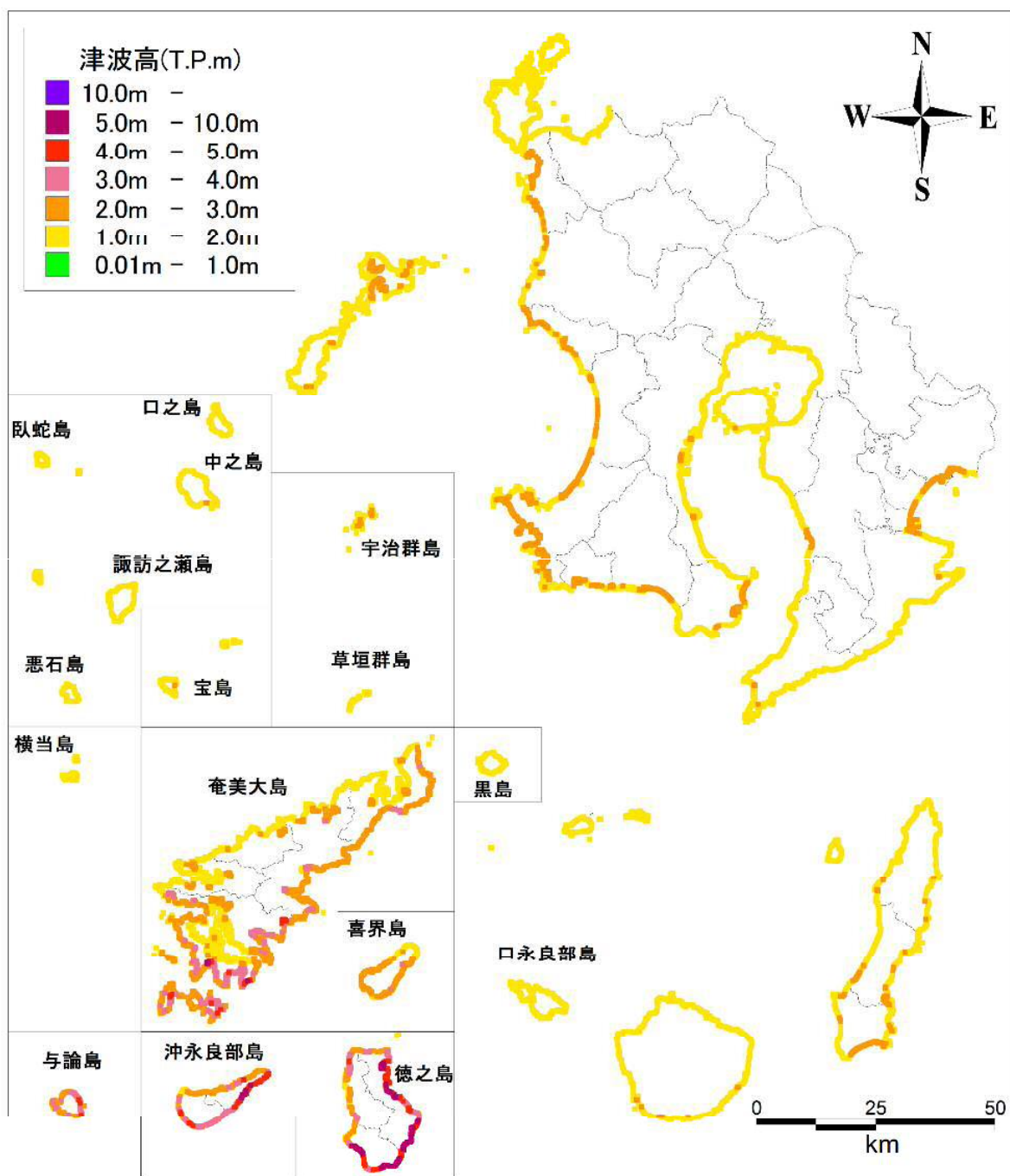
堤防条件：堤防なし



⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震に伴う津波の津波高分布図

初期潮位：朔望平均満潮位

堤防条件：堤防なし



5 十島村における地震被害想定

十島村における各想定地震等の最大震度は次表のとおりである。

このように、トカラ列島太平洋沖が震度5強と最も高く、種子島東方沖、奄美群島太平洋沖（北部）が5弱となっており、被害想定についてはこの3つの想定地震について被害想定を記載する。

十島村における最大震度

番号	想定地震等	最大震度
①	鹿児島湾直下	2
②	県西部直下	2
③	甬島列島東方沖	3
④	県北西部直下	2
⑤	熊本県南部	2
⑥	県北部直下	1
⑦	南海トラフ【基本ケース】	3
⑦	南海トラフ【東側ケース】	3
⑦	南海トラフ【西側ケース】	3
⑦	南海トラフ【陸側ケース】	3
⑧	種子島東方沖	5 弱
⑨	トカラ列島太平洋沖	5 強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	5 弱
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	4

(1) 建物被害：全壊棟数

番号	想定地震等	条件	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	0	0	—	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	—	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	—	—	0	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	0	—	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要があ

る。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり(ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する)とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(2) 建物被害：半壊棟数

番号	想定地震等	条件	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	—	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	0	—	—	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	—	—	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	—	—	—	—	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	—	—	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり(ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する)とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(3) ブロック塀等倒壊件数

番号	想定地震等	塀件数				倒壊件数			
		ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
⑧	種子島東方沖	6 0	1 0	1 0	9 0	0	0	0	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	6 0	1 0	1 0	9 0	0	0	0	0
⑩	奄美群島太平洋 沖(北部)	6 0	1 0	1 0	9 0	0	0	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) ブロック塀等倒壊件数

番号	想定地震等	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
⑧	種子島東方沖	2 0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	2 0	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	2 0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

る。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(5) 屋外落下物が発生する建物棟数

番号	想定地震等	屋外落下物が 想定される建物棟数	屋外落下物が 生じる建物棟数
⑧	種子島東方沖	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	0
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	0	0

（注 1）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(6) 死者数【早期避難率低】

番号	想定 地震等	条件	建物 倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒 (屋内転倒 物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロッ ク塀・ 自動販 売機等 の転倒、屋 外落下 物	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	0	0	—	—	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	—	—	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	—	—	—	0	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

（注 1）—：わずか

（注 2）被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

（注 3）堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(7) 負傷者数【早期避難率低】

番号	想定 地震等	条件	建物 倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒 (屋内転倒 物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロッ ク塀・ 自動販 売機等 の転倒、屋 外落下 物	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	—	0	—	0

番号	想定 地震等	条件	建物 倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒 (屋内転倒 物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロッ ク塀・ 自動販 売機等 の転 倒、屋 外落下 物	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	—	—	—	0	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	—	—	—	0	—	—	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(8) 重傷者【早期避難率低】

番号	想定地震等	条件	建物 倒壊	(うち屋内 収容物移 動・転倒 (屋内転倒 物)、屋内 落下物)	斜面 崩壊	津波	火災	ブロッ ク塀・ 自動販 売機等 の転 倒、屋 外落下 物	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	—	—	—	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	—	—	—	0	—	0	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(9) 揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数

番号	想定地震等	冬・深夜	夏・昼12時	冬・夕18時
⑧	種子島東方沖	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	0	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	0	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(10) 津波被害に伴う要救助者数・要搜索者数

番号	想定地震等	冬・深夜		夏・昼12時		冬・夕18時	
		要救助者数	要搜索者数	要救助者数	要搜索者数	要救助者数	要搜索者数
⑧	種子島東方沖	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	—	0	—	0	—
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	0	0	0	0	0	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(11) 上水道被害(断水人口)

番号	想定地震等	条件	給水人口(人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
				断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	5 7 0	—	1	—	1	—	—	—	—
		夏・昼12時	5 7 0	—	1	—	1	—	—	—	—
		冬・夕18時	5 7 0	—	1	—	1	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	5 7 0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(12) 電力被害(停電軒数)

番号	想定 地震等	条件	電灯 軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
				停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	7 5 0	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(13) 通信被害(固定電話不通回線数)

番号	想定 地震等	条件	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
				不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	4 0 0	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(14) 通信被害(携帯電話不通ランク)

番号	想定 地震等	条件	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
			停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク
⑧	種子島	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	想定地震等	条件	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
			停波基地局率(%)	不通リンク	停波基地局率(%)	不通リンク	停波基地局率(%)	不通リンク	停波基地局率(%)	不通リンク
	東方沖	夏・昼 12 時	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	—	—	—	—	—	—	—	—
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(15) 道路施設被害箇所数

番号	想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	合計
⑧	種子島東方沖	—	—	—
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	—	—
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	—	—	—

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(16) 係留施設被害箇所数

番号	想定地震等	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
⑧	種子島東方沖	1 0	—	3 0	—
⑨	トカラ列島太平洋沖	1 0	—	3 0	—
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	1 0	—	3 0	—

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(17) 被災防波堤延長

番号	想定地震等	防波堤延長(m)	被災防波堤延長(m)
⑧	種子島東方沖	6, 6 0 0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	6, 6 0 0	1 0
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	6, 6 0 0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(18) 避難者

番号	想定 地震等	条件	人口 (人)	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
				避難 者	避難 所	避難 所外	避難 者	避難 所	避難 所外	避難 者	避難 所	避難 所外
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	6 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	6 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	6 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	6 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	6 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	6 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	6 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	6 6 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	6 6 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(19) 帰宅困難者数

外出者(就業者・通学者)数(人)	帰宅困難者数(人)
2 3 0	1 0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(20) 物資需要量

番号	想定 地震等	条件	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
			食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	—	1 0	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	—	1 0	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	—	1 0	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	—	0	—	—	0	—	—	0	—
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	—	0	—	—	0	—	—	0	—

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(21) 災害廃棄物

番号	想定 地震等	条件	災害廃棄物(万トン)			災害廃棄物(万 m ³)		
			災害 廃棄物	津波 堆積物	計	災害 廃棄物	津波 堆積物	計
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
		夏・昼 12 時	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
		冬・夕 18 時	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		夏・昼 12 時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		冬・夕 18 時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		夏・昼 12 時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		冬・夕 18 時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(22) エレベータ閉じ込め者数

番号	想定 地震等	条件	閉じ込めにつながる エレベータ停止 建物棟数(棟)			閉じ込めにつながる エレベータ停止 台数(台)			エレベータ閉じ込 め者数(人)		
			事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計	事務所	住宅	合計
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(23) 孤立する可能性のある集落数

番号	想定地震等	農業集落		漁業集落	
		孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
⑧	種子島東方沖	9	1	6	1
⑨	トカラ列島太平洋沖	9	6	6	4
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	9	1	6	1

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(24) 資産等の被害額(億円)

番号	想定地震等	条件	建物	資産	ライフライン			交通			土地	災害廃棄物	合計
					上水道	電力	通信(電話)	道路	港湾・漁港	その他の公共土木施設	農地		
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10
		夏・昼 12 時	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10
		冬・夕 18 時	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	20
		夏・昼 12 時	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	20
		冬・夕 18 時	—	—	—	—	—	—	10	—	—	10	20
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10
		夏・昼 12 時	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10
		冬・夕 18 時	—	—	0	—	—	—	—	—	—	10	10

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

5 トカラ列島太平洋沖地震における被害のシナリオ

前記のとおり想定地震の中で、十島村に最も被害量が大きくなるトカラ列島太平洋沖地震における十島村の被害のシナリオは以下のとおりである。(以下、鹿児島県地震等災害被害予測調査被害シナリオ 平成 26 年 3 月鹿児島県：抜粋)

(1) 地震・津波等災害の概要

冬の深夜(最大風速時)にトカラ列島太平洋沖を震源とするマグニチュード 8.2※1 の地震が発生。

震源に近い屋久島や種子島では最大震度 6 弱に達する。鹿児島地域(十島)では、最大震度 5 強となり、物につかまらなると歩くことが困難になるほどの揺れに襲われる。

この地震で、十島村では揺れや急傾斜地の崩壊による被害が生じる。

その後、津波が十島村沿岸を襲い、地震発生から約 40 分後に最大津波高 T. P. + 8.6 M※2 の津波が十島村沿岸部を襲う。

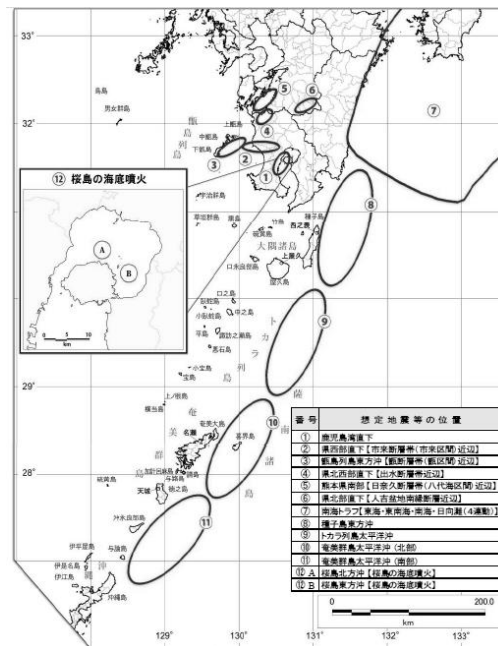
多くの人たちが就寝中であり、家屋の倒壊やタンスなどの転倒などによる被害が発生する。

就寝中の発災であり避難行動の初動が遅れるとともに、倒壊した家屋からの脱出やブロック塀などの倒壊による避難路の閉塞などにより、津波避難が遅れ被害が発生する。

※1：ここではモーメントマグニチュードMwのこと。

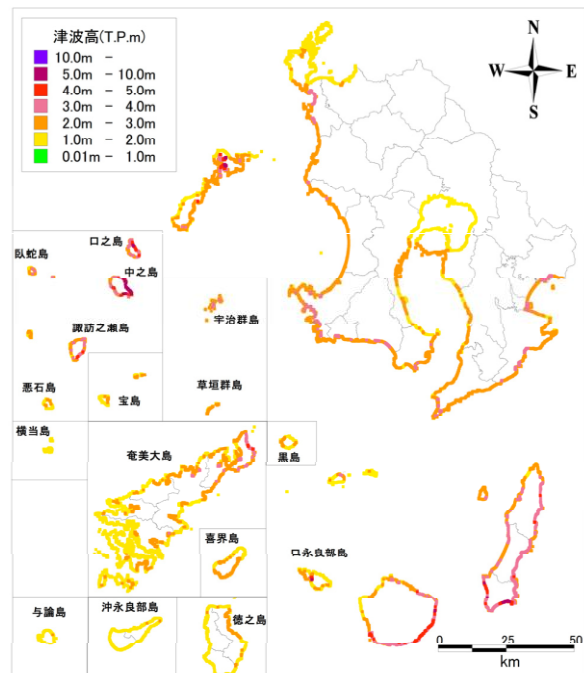
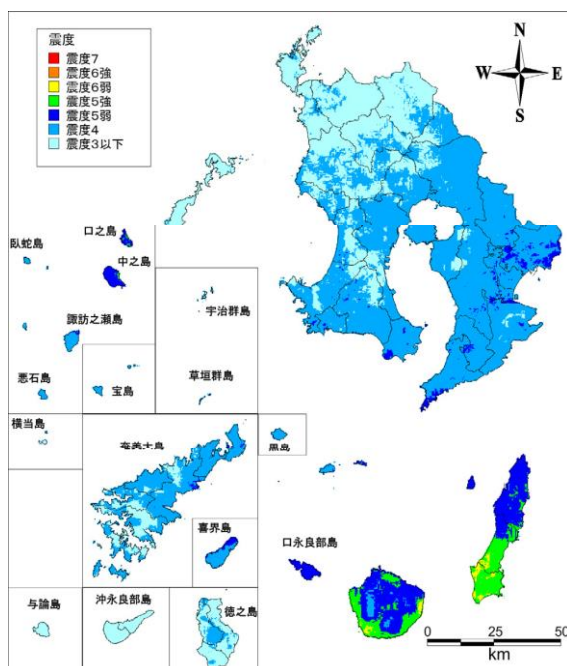
※2：T.P. +mとは、東京湾平均海面からの高さ。

震源の位置



度分布

津波高分布図



(2) 主な被害の様相

ア 発災

- 地震発生直後に緊急地震速報（警報）が発表、その直後に津波警報などが発表。
- 十島村では最大震度 5 強となり、物につかまらなると歩くことが困難になるほどの揺れに襲われ、建物の被害や屋内収容物などの転倒、停電が発生する。
- 発災直後、十島村では揺れや建物倒壊など等による火災が同時多発的に発生する。
- 十島村では、最大津波高約 T. P. + 8. 6 m の津波が、地震発生約 4 0 分後に到達する。

イ 発災直後の様相

(ア) 災害対策本部

- 村：避難指示、防災行政無線・サイレンで津波避難周知。
十島村役場では、各島の出張所と連絡を取り合うが、一部の出張所では屋内収容物の移動・落下などによる職員の不要により、連絡体制が一時的にマヒする。
- 県：職員の非常参集、鹿児島県災害対策本部の設置、非常体制。
- 深夜のため防災ヘリによる被害情報収集が難航。無線により各地の状況連絡が県災害対策本部に入る。

(イ) 建物・人的被害

[地震の揺れ]

- 十島村では口之島や中之島、諏訪之瀬島で揺れが大きく一部で最大震度 5 強の揺れが発生し、悪石島や宝島では最大震度 5 強の揺れとなる。
- 老朽化などにより耐震性が低い木造建物などの倒壊が発生する。
- 下敷きになったり固定していない家具・什器の転倒などによる負傷者が発生する。
- 吊り天井など非構造物の落下による死傷者が発生する。

[液状化]

- 十島村では液状化による被害は発生しない。

[斜面崩壊]

- 揺れによる急傾斜地の崩壊によって、全半壊が生じる。
- 崩壊土砂や倒壊した家屋による生き埋めなどによって、死傷者が発生する。

[津波]

- 津波が十島村の沿岸を襲い、沿岸部周辺が浸水して建物の全半壊が生じる。
- 避難意識が低い場合は自宅や沿岸部の宿泊施設などで津波に巻き込まれたり、自動車などで避難中に津波に追いつかれ、死傷者が発生する。

[延焼火災]

- 揺れや建物倒壊などにより、火災が同時多発する。
- 延焼消失はしないものの、出火家屋からの逃げ遅れなどにより、死傷者が発生する。
- 集合住宅などでは、煙に巻かれ呼吸困難などにより死傷する。

[ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物]

- 揺れによる電柱や自動販売機、ブロック塀などの転倒や、屋根瓦やビルの外壁・看板などの落下に巻き込まれによる被害は発生しない。
- ※●：推計結果による被害像、○：定性的な被害像(以降同)

ウ 発災当日の様相

(ア) 災害対策本部

- 県：現地へ応援職員の派遣。
- 揺れが大きい熊毛地域では、緊急消防救助隊や警察広域緊急援助隊、DMAT、国交省リエゾン、TEC-FORCE の現地活動開始。
- 十島村では、各島の診療所が負傷者の対応。防災ヘリコプターは熊毛地域や大隅地域の対応が優先されることから、重傷者の運送を自衛隊に依頼。
- 県、村：地震により緩んだ急傾斜地等の危険箇所がないか、緊急点検の実施。

(イ) ライフライン施設被害

[上水道]

- 大きな被害は発生しない。

[ガス]

- L P ガス：揺れによって一時停止。異常が無い個所から順次復旧。

[電力]

- 十島村の停電数は数島となる。

[通信]

- 揺れなどの影響によって、十島村では固定電話の数回線が不通となる。
- この影響で固定電話幹線の不通や、停電の影響による携帯電話の基地局が停波し、十島村ではいくつかの局で停波する。
- 通信ネットワークが機能するエリアでも、大量のアクセスにより輻輳が発生し、音声通信やデータ通信がつながりにくくなる。

(ウ) 交通施設(港湾等)被害

[道路]

- 一般道は、揺れと津波の影響によって数箇所が不通となる。

[港湾・漁港]

- 十島村沿岸では、非耐震の岸壁の陥没・隆起、防波堤の沈下などの被害などが発生し、岸壁は数箇所、その他係留施設は約 10 箇所が機能を停止する。
- 津波の浸水によって、港内の貨物などの流失、引き波による船舶の転覆・沈没・流出・破損が生じる他、津波瓦礫による航路障害などが発生し、港

の機能が停止する。

[海上交通]

- 港湾・漁港の被害により、フェリーとしまや漁船などの運行が困難となり、一時的に孤立する。

(エ) その他の被害

[主要施設]

- 十島村の各出張所では、書類棚やコピー機などの移動・転倒し、職員が負傷するおそれがある。
- 津波の浸水被害は発生しない。

[災害廃棄物]

- 揺れや崖崩れによる家屋倒壊などによる災害廃棄物が数トン発生する。
- 津波による土砂堆積物（津波堆積物）が10トン発生する。

(オ) 生活への影響

[避難者]

- 地震による建物被害及び余震、土砂災害などへの不安などにより、数人が避難所に避難する。また、比較的近くの親戚・知人宅などへも数人が避難する。
- 避難所へ避難する住民が若干発生するが、日常からコミュニティが形成されていることから、避難所開設・運営による混乱は特に生じない。帰宅困難者も避難所につめかけるが、数人であることから特に混乱などは生じない。

[災害時要配慮者]

- この地域の地震・津波や地理に関する知識が少ない観光客などは避難行動が遅れる。

[帰宅困難者]

- 公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する帰宅困難者は約10人に上る。
- フェリー乗り場周辺には一時的に人が滞留するが、避難所へ移動して寒さなどをしのぐ。
- 停電により、テレビ・インターネット・電話などの情報通信設備が使えず情報が寸断される。

[孤立集落]

- 6つの農業集落及び4つの漁業集落が孤立する。道路など外部との物理的アクセスの断絶などによって、初動期の救助・救援活動に遅れが発生する。

[医療]

- 地域内の医療機関での対応が困難な場合は、ヘリコプターなどによる搬送が必要となる。

エ 翌日、2日後の様相

(ア) 災害対策本部

- 津波警報などの解除。
- 緊急輸送計画を検討・実施。
- 県民や観光客、外国人からの相談窓口を設置。
- 特別な配慮が必要な人などへの対策(ホテル・旅館などでの受け入れ協力の要請)
- 女性や子育てに関するニーズへの配慮
- 余震や降雨などによる急傾斜地崩壊の応急対応。

(イ) ライフライン施設被害

[電力]

- 浸水域を除き、ほぼ復旧する。

[通信]

- 浸水域を除き、ほぼ復旧する。
- 通信量が減少傾向となることから、徐々に通信規制が緩和され、音声通話がつながりやすくなる。

(ウ) 交通施設（港湾等）被害

[港湾・漁港]

- 津波警報などが解除されるまでの2日間程度、復旧作業や緊急輸送が滞る。

(エ) 生活への影響

[物資・燃料など供給]

- 食料は数食/日、飲料水は数リットル/日、毛布は約10枚を必要とする。

オ 3日後の様相

(ア) 災害対策本部

- 応急危険度判定士の派遣

(イ) その他の被害

[災害廃棄物]

- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するものや海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するものがあり、船舶の航行や港湾・漁港への入港などに支障を及ぼす。漁業の支障となる。

(ウ) 生活への影響

[避難者]

- 応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、順次帰宅。
- 観光客は交通が復旧するまで宿舎又は避難所で生活。

[孤立集落]

- 通信手段が断絶することにより、情報の確認や伝達が困難な状況が発生する。
- 孤立地区や中山間集落における物資の不足が深刻化する。他地域からの支援物資の配送困難が解消されない状況が続く。

カ 1週間後の様相

(ア) 災害対策本部

- 被害認定調査
- みなし仮設の適用
- 避難所の生活環境調査
- 全半壊施設の再建方法を検討
- 復興基金の検討

(イ) 交通施設(港湾等)被害

[道路]

- 島内道路の破損部の応急復旧終了

[港湾・漁港]

- 航路啓開や港湾施設の復旧、荷役作業の体制の確保などを順次実施する。
- 船舶の入港が可能となった港湾から、順次、緊急輸送を実施する。

[海上交通]

- 船舶の入港が可能となった港湾から、順次、海上交通が回復する。

(ウ) 生活への影響

[物資・燃料など供給]

- 燃料不足により、水産業や農業などの活動に支障が生じる。
- 店舗などでは品薄となり、平常通りの生活物資が購入できない状況が続く。

キ 1 か月後の様相

(ア) 災害対策本部

- 激甚災害の指定
- 被災証明の発行

(イ) 生活への影響

[避難者]

- 避難所に残っていた被災者を対象に、仮設住宅等への入居申込み手続を開始。

(ウ) その他の被害

[災害廃棄物]

- 災害廃棄物を処理するため、可燃物・不燃物の分別やリサイクルのための分別の作業が発生する。
- 解体に伴う粉じん・アスベストの飛散や、津波により流失した重金属類や医療系廃棄物などを含む有害廃棄物の処理における土壌汚染・水質汚染が問題となる。

ク 3 か月以降の様相

(ア) 災害対策本部

- 被災者生活再建支援金の支給
- 災害弔慰金などの支給

(イ) 交通施設(港湾等)被害

[港湾・漁港]

- 揺れ・津波被害を受けた港湾が本格的に復旧するには、2年以上を要す

る。

(ウ) 生活への影響

[避難者]

- 順次、仮設住宅へ入居。

※ 留意事項

今回想定した宅地部などの急傾斜地崩壊のみならず、山体崩落が生じて発生土が海に突入した場合は、二次的津波が発生する。この場合、本震によるものよりも早く十島村に津波が到達することから、地震発生時は沿岸部からの率先避難が重要である。

(3) この被害シナリオのような地震に備えて ～地域で取り組む防災・減災対策～

- 日頃から、自分の周辺で地震が起きたことを想定し、発災から時間経過とともに変化する状況を具体的にイメージしながら、地震発生時の適切な行動について家族で話し合いをしましょう。
- 大切な人を思い浮かべて、その人を守るため、まずは自分の身を守り、生き抜くための取組みを始めましょう。
- いざという時に率先して行動ができるように、平時から防災活動に取り組みましょう。

- 村民のみなさんは、県や村などが行う防災訓練や研修会などに参加し、防災・減災に関する知識・技能の習得や、住宅などの耐震性の確保に取り組みましょう。要配慮者の方は、避難支援者に避難の際に必要な情報を提供しましょう。
- 自主防災組織や自治会では、自ら防災に関する研修や訓練を行い、災害危険箇所や避難所などの把握や、地域の防災マップの作成、地域ぐるみの避難体制を整備しましょう。
- 事業者のみなさんは、防災対策の責任者を定め、従業員に対し研修や訓練を行うなど、従業員などの安全意識を高める取組とあわせて、施設の耐震化やBCPの策定、事業所内備蓄などの取組みをしましょう。

第 2 部 津波災害予防

第1章 津波災害予防の基本的な考え方

村及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- 2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2 過去に遡った津波の想定

村及び県は、津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。

第3 津波想定に係る留意点

村及び県は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生

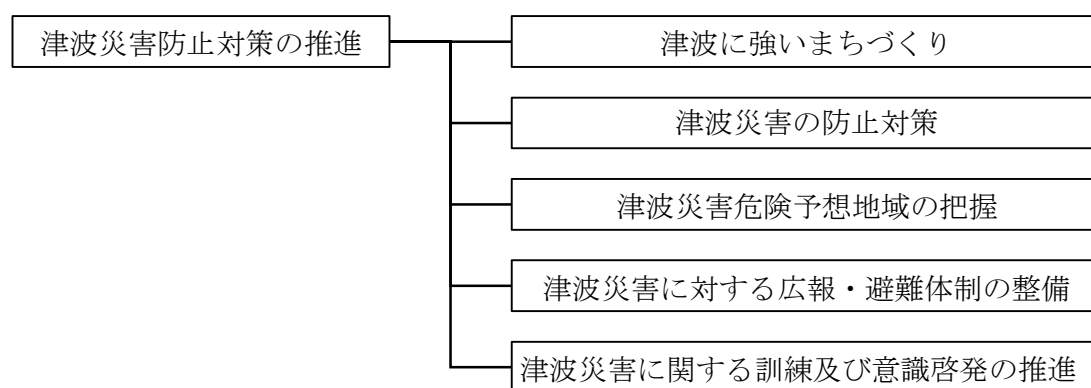
じる津波もありうることに留意する。

第2章 津波災害に強い地域づくり

津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような津波災害に強い地域づくりに係る対策を定める。

第1節 津波災害防止対策の推進

本村は、島しょ部の地形条件により、津波災害を受けやすい特質がある。このため、従来より推進されている各種海岸保全施設等の整備事業を継続して実施するとともに、津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波知識の意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。



第1 総合的な津波対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を念頭におく必要がある。

1 津波に強いまちの形成

- (1) 村は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。
- (2) 村及び県は、当該津波浸水想定を踏まえて、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、整合的な施設整備に努める。
- (3) 村及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所等及び避難路・避難階

- 段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。
- (4) 村及び県は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
 - (5) 村及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
 - (6) 村及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、公共施設、消防団等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
 - (7) 村及び県は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
 - (8) 村は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
 - (9) 村は、村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達方法を定める。
 - (10) 津波災害警戒区域をその区域に含む場合は、村地域防災計画に基づき、津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
 - (11) 村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
 - (12) 村及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

2 避難関連施設の整備

- (1) 村は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。
- (2) 村は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。
- (3) 村等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。
- (4) 村及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

3 建築物の安全化

- (1) 村、県及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 村及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- (3) 村及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努める。

第2 津波災害の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

(1) 海岸保全施設の整備方策

村及び県は、台風時の高潮や冬期波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全施設

の整備を図る。

2 海岸保全施設の耐震化・液状化対策の推進

村及び県は、従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全施設整備事業に加え、津波や地震災害に備え、老朽化した海岸保全施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、護岸施設の液状化対策の検討や、情報伝達手段の設備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震等災害被害想定調査（平成24～25年度）において調査がなされた。

県は、この調査結果をもとに、村への周知・指導を図るとともに、国の機関等の実施した津波関連調査についても適宜その結果を把握して津波対策に活用出来るように努める。

2 津波危険の把握

県は、県地震等災害被害想定調査や国の機関等の津波関連調査の成果を踏まえ、過去の災害記録等も活用しつつ、被害が予想される村の津波災害危険予想地域の把握の指導に努める。また、津波の危険性の高い村は、沿岸地域ごとに以下の内容を調査し、専門的な点検項目については、専門機関の協力を得ながら津波災害危険の把握に努める。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難に係る時間及び避難路上の障害物の有無等の把握
- (3) 指定避難所等の標高などの配置状況及び堅牢度等の調査
- (4) 避難所以外に利用できる堅牢な建物分布状況の調査
- (5) その他の避難活動上の阻害要因等の把握(防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無)
- (6) 危険区域内に居住する住民構成や地域、近隣単位の自主避難体制の検討
- (7) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第4 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難指示の伝達・広報体制の整備

津波に関する避難指示が出されたとき、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線（屋外同報系等による）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ放送等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や広報案文を整備しておくなどの事前措置を講じておく。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後数分程度で津波が来襲する区域もあるとの県地震等災害被害想定調査の結果に対応できるよう、村は、地震・津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

特に、沿岸地域の指定避難所以外の津波地震時用の避難所等を広く指定・確保しておく。また、避難するに際して、津波到達時間内に避難できるような経路を指定し、避難所の標高などの配置状況及び安全性に関する調査等を踏まえて、適宜見直しを行う。

第5 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

村及び県は、広報紙、パンフレット、防災マップ、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発を行い、周知に努める。

2 津波災害に関する意識啓発

現在の村の津波危険の実態、過去の津波災害履歴、津波対策の現状及び今後の方針を踏まえ、津波関連のシンポジウム、講習会の開催、地域の会合などのあらゆる機会をとらえ、住民等に対して、繰り返し津波災害の啓発を行い、周知に努める。

3 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い村は、地域の実状に応じて津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第2節 土砂災害液状化等の防止対策の推進

地震災害対策編第2部第1章第1節「土砂災害液状化等の防止対策の推進」を準用する。

第3節 防災構造化の推進

地震災害対策編第2部第1章第2節「防災構造化の推進」を準用する。

第4節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)

地震災害対策編第2部第1章第3節「建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進等)」を準用する。

第5節 公共施設の災害防止対策の推進

一般災害対策編第2部第1章第4節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用する。

第6節 津波防災研究の推進

村、県及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、津波や地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

津波等による被害を軽減し、各種救護活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や津波等による機能障害の予測等に関する調査に努める。

2 地域危険度の調査研究

村は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

第3章 迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え

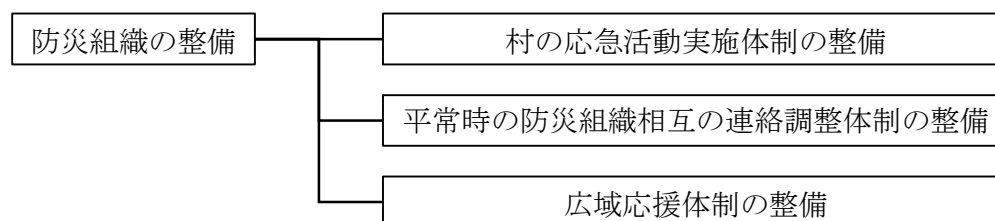
津波災害に際して、迅速かつ円滑な津波災害応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような津波災害対策への事前の備えについて定める。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災組織の整備

津波が発生した場合、広範囲にわたる人的・物的被害が発生することが予想されるため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、村、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

また、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。



第1 村の応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を津波の発生初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、村及び各防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舍の確保及び携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、村は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1) 初動体制の整備

ア 災害対策職員用携帯電話の整備

初動段階の災害対策要員の確保を図るため、本部長をはじめ職員等に携帯電話を常時所持させ、気象情報等自動伝達システムにより、迅速に動員配備できるようにする。

イ マニュアルの整備

災害対策要員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

ウ 24 時間体制の整備

勤務時間内・外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な津波や地震についても迅速な初動体制が確保できるよう、非常勤嘱託員による24時間体制を実施する。

(2) 庁内執務室の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室の安全確保に努める。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部運営マニュアルの作成

津波等の発生直後に参集してきた職員の誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食糧、毛布等を備蓄する。

(3) 本部連絡員、災害対策本部室の職員の育成

本部連絡員及び災害対策本部室員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的な研修しておく。

ア 動員配備・参集方法

イ 本部の設営方法

ウ 防災無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の充実

村、県及び防災関係機関は、大規模な津波が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の

明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

(1) 日頃から情報交換を積極的に行う。

村、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制の充実に努める。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

村、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、地区非常通信連絡会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

(1) 村における連絡手続き等の明確化

村は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように村地域防災計画に明示しておく。

(2) 自衛隊との連絡体制の整備

村及び県は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第3 公的機関及び各防災関係機関の業務継続性の確保

村、県及び各防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るよう努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、平常時から訓練等を実施し、業務継続計画の評価・検証等を行い、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなどに努める。

第4 広域応援体制の整備

地震災害対策編第2部第1章第5節「広域応援体制の整備」を準用する。

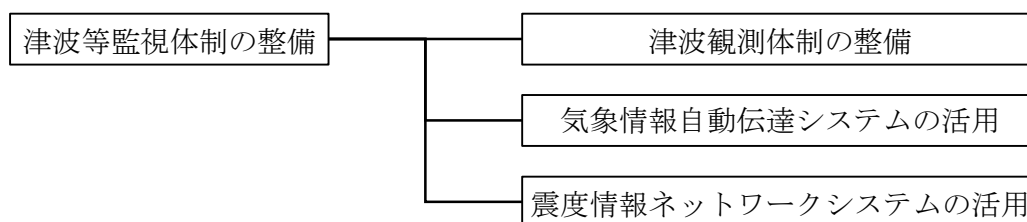
第2節 通信・広報体制の整備計画

一般災害対策編第2部第2章第2節「通信・広報体制の整備計画」を準用する。

第3節 津波等観測体制の整備

津波による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、津波をもたらす地震の震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともに、これらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。



第1 津波観測体制の整備

1 鹿児島地方気象台における津波災害等に関する業務体制の整備

鹿児島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、津波災害に関する業務体制の整備充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

県下及びその周辺域の津波や津波をもたらす地震活動等を監視するため、津波観測施設や地震計などを適切に整備配置し、津波や地震の観測を実施するとともに、関係行政機関、県、市町村等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 気象庁が発表する津波警報等、津波や地震に関する情報等を迅速かつ的確に関係機関等に伝達できる体制の整備に努める。

(3) 津波や地震関係資料のデータベース化の構築

災害発生時等において、津波警報等、津波や地震に関する情報等及びこれらを補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の津波や地震関係資料を収集・整理しデータベース化を図る。

2 村及び主要関係機関における津波観測体制の整備

村、県及び主要関係機関における観測施設の整備については、現有施設の十分な活用を行うとともに、地震計、自記雨量計、自記水位計等の整備充実を図る。

また、村及び県は、迅速な津波の伝達のため、その伝達体制及び設備等の充実を図るよう努める。

第2 気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、津波情報等を自動的に村に防災行政情報ネットワークシステムで送信するとともに、防災関係職員の参集のために、関係職員の公

用携帯電話に津波情報等を電子メール等で送信し、津波や地震発生時等の初動体制の確立を図る。

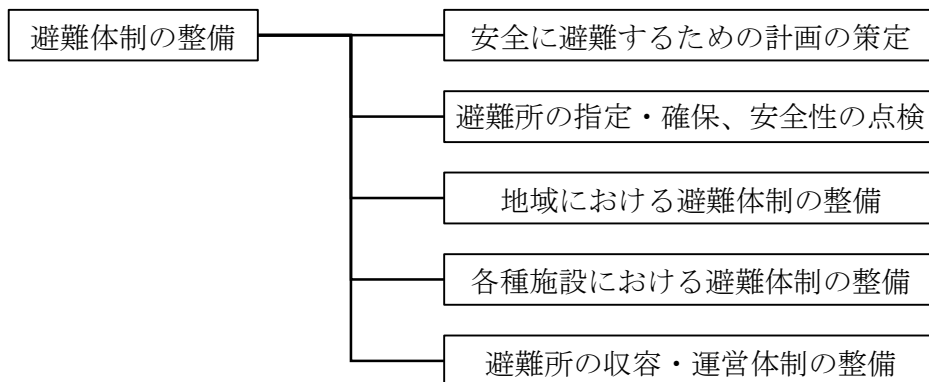
第4節 消防体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第4節「消防体制の整備」を準用する。

第5節 避難体制の整備

津波災害においては、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、津波避難に関する計画や津波災害時における村長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準、防災マップ及び海拔表示板等を作成し、その周知に努めるなど、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。



第1 安全に避難するための計画の策定

1 津波避難計画の策定

津波発生時の避難を円滑に行うため、村は、次の点に留意の上、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定するよう努める。

- (1) 津波避難計画の策定に当たっては、津波到達時間を想定し、避難のシミュレーションを実施するなどの評価を行った上で、地形や避難場所の整備状況など地域の実情を踏まえる。
- (2) 津波避難計画の検討に当たっては、住民、自主防災組織、消防団、警察等の様々な主体の参画を得て実施する。
- (3) 地域における生活者の多様な視点を反映した対策を実現するため、女性の視点を取り入れることにも配慮する。
- (4) 津波避難計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、社会条件の変化等に応じて必要な見直しを行う。
- (5) 津波避難計画において定めるべき事項は、概ね次のとおりとする。
 - ア 津波浸水予想地域、津波到達時間
 - イ 避難対象地域
 - ウ 避難先(避難目標地点、避難場所)及び避難経路(避難路、避難経路)
 - エ 避難困難地域
 - オ 初動体制
 - カ 津波情報等の収集・伝達
 - キ 高齢者等避難・避難指示の発令
 - ク 津波防災教育・啓発
 - ケ 津波避難訓練の実施
 - コ その他留意点

2 避難手段の考え方

津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。

ただし、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対して徒歩で避難が可能な距離に適切な避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合には、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界があることを認識した上で検討を行う。

3 避難誘導體制

- (1) 村及び県は、消防団員、警察官、村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。
- (2) 村は、高齢者や障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努める。
- (3) 村及び県は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第2 避難所の指定・確保、安全性の点検

1 避難予定場所の指定

村は、県地域防災計画及び村地域防災計画等を踏まえて、津波、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとに、学校及び社会教育施設等の公共建物の他、企業等が有する建物を含め具体的な避難予定場所を定め、その所在、標高、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

なお、避難予定場所として学校等を指定する場合は、あらかじめ避難所として求められる施設設備等を明確にするとともに、避難者の範囲や規模、運営方法、管理者への連絡体制等についても学校と共有しておく。

村は、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更のうえ住民に対し周知徹底しておくものとする。

なお、自治会及び自主防災組織等は、避難所への避難が困難な場合があるため、事態切迫時に一時的に危険を回避し緊急時に避難できる場所を確保するよう努める。

2 避難所の確保と整備

(1) 避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、コミュニティセンター、住民センター等の既存建物を応急的に整備して確保する。

(2) 避難所の収容能力等の把握

村は、県地域防災計画及び村地域防災計画等を踏まえて、津波、斜面崩壊等の危険度や予測される避難者数等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所を定め、その住所、標高、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、避難所の指定にあたっては、大規模災害時における避難所の機能低下や喪失に対応できるような量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐災性(不燃性、耐水性、堅牢性等)に優れた施設を指定し、併せて避難所である旨を明確に表示しておく。

また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

(3) 避難所の整備

村が、避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。

また、避難所における救護施設、防水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備についても整備に努め、災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図るとともに、避難所で、長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非常用発電機の整備やバリアフリー化に努める。

特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

(4) 避難所における備蓄等の推進

避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。

3 避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、津波、斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、耐震診断や耐震改修に努め、安全点検を行う。

避難路については、斜面崩壊、ブロック塀の倒壊等の障害のない安全なルートを複数選定しておく。また、避難路沿いに標高や避難所までの距離・時間を示した標

識等の整備に努める。

併せて、避難所や避難路のバリアフリー化に努める。

第3 地域における避難体制の整備

1 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 村長の避難措置は、原則として避難の準備（高齢者等避難）避難の指示（避難指示）の2段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難の指示を行う。

イ 村長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

ウ 村長は、本計画を基礎に関係機関の協力を得て管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、県計画及び村地域防災計画により行う。

避難指示等一覧（2 類型）

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等 避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は避難行動を開始）・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を直ちに開始し、避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了・避難行動に危険を伴う等未だ避難を開始できていない対象住民は、直ちに生命を守る最善の行動

※津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、「強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合」又は「津波警報等を覚知した場合」は避難指示を直ちに発令することとする。

(2) 避難指示等の実施要領

- ア 村長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ村地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- イ 村長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、関係市町村にも通知しなければならない。
- ウ 村長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事に報告しなければならない。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行う事ができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

- ア 避難活動は、基本的に自主避難を原則とし、避難誘導を必要とする場合には、消防団や自主防災組織等のもとで組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。
- イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておく、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、地震の場合は、建物やブロック塀等の倒壊や地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。
- ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

2 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第2節「通信・広報体制の整備計画」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

- ア 同報無線等無線施設及び戸別受信機を利用して伝達する。
- イ 自主防災組織等を通じ、関係者により直接口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する
- オ テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、ワンセグ放送、有線放送、電話、Ｌアラート(災害情報共有システム)等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

村長は、村の避難計画において危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

(3) 伝達方法の工夫

村長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

3 要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、あるいは病人、障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）や「市町村要配慮者避難支援モデルプラン」（平成18年9月鹿児島県）を参考に、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備に取り組む。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

村長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

村長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を、事前に具体的に定めておくものとする。

(3) 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成等

村は、要配慮者支援対策を推進するため、村要配慮者支援計画を随時更新するとともに、地域と連携して災害時に効果的に運用することで適切な援護を行う。また、改正災害対策基本法（平成25年6月改正）で下記ア～キのとおり義務づけられた避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備する。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府）を踏まえ実施する。

ア 避難支援等関係者となる者

- イ 名簿に掲載する者の範囲
- ウ 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法
- エ 名簿の更新に関する事項
- オ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
- カ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- キ 避難支援等関係者の安全確保

第4 避難所の収容・運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた村長が行うこととする。村長は救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に通告するものとする。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、村長が実施する。また、避難所を開設したときは、住民等に対し周知・徹底するものとし、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、民宿等を避難所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。

2 避難所の運営体制の整備

村は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル作成のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月鹿児島県）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策

- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 要配慮者対策

3 避難所の生活環境改善システムの整備

村及び県は、関係機関の協力のもと、避難所への食糧や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段、システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

村及び県は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第6節 救助・救急体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第6節「救助・救急体制の整備」を準用する。

第7節 交通確保体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第7節「交通確保体制の整備」を準用する。

第8節 輸送体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第8節「輸送体制の整備」を準用する。

第9節 医療体制の整備

一般災害対策編第2部第2章第9節「医療体制の整備」を準用する。

第10節 その他の津波災害応急対策事前措置体制の整備

地震災害対策編第2部第2章第10節「その他の震災応急対策事前措置体制の整備」を準用する。

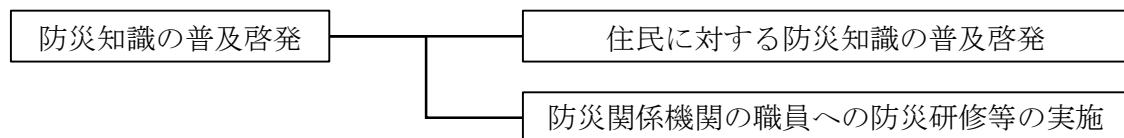
第4章 住民の防災活動の促進

津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

防災知識の普及、訓練を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第1節 防災知識の普及啓発

津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。なお、防災知識の普及・啓発の推進にあたっては、その内容が性別による固定的な役割にとらわれることのないように留意する。



第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 基本的な考え方

(1) 村及び県は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 村及び県等は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図る。

ア 本村の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

- イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性、海底噴火に伴う津波など火山性津波の発生可能性など、津波の特性に関する知識
- エ 津波や地震は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- オ 津波警報等の内容及び発表時や避難指示の発令時にとるべき行動
- カ 旅行先などで津波災害に遭う可能性があること

2 鹿児島県防災研修センターにおける防災研修等の実施

県は、鹿児島県防災研修センターにおいて一般住民、自主防災組織、町内会、各種団体・学校を対象に防災に関する研修・訓練、情報提供を行うと共に、その内容の充実に努める。また、地域の自主防災活動、教育機関における防災教育等を支援するため村内において防災に関する出前講座（防災出前講座）を実施する。出前講座の実施に当たっては、村等からの申請に基づき、県防災アドバイザーを活用するものとする。

3 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等、災害安全運動の一環として各対策実施機関ごとに災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段（媒体）

村が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用して行う。

- ア ラジオ、テレビ等放送施設
- イ 新聞
- ウ 村ホームページ(モバイルを含む)
- エ 広報紙、印刷物(チラシ、ポスター等)
- オ 映画、ビデオ、スライドの製作
- カ 広報車の巡回
- キ 講習会、パネル展示会等の開催
- ク その他

(2) 防災知識の普及・啓発の内容

ア 住民等の責務

(ア) 住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、村、県及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- a 津波・地震等に備えた10日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレ用トイレットペーパー等の備蓄
- b 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- c 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 出火防止、初期消火等の心得

(ロ) 家屋内、路上、自動車運転中など、様々な条件下で地震等が発生した時の行動

(エ) 避難場所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 船舶等の避難措置

(コ) 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動

(サ) 気象庁が発表する津波警報等、地震津波関係情報の内容

(シ) 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動

(ス) その他

エ 災害応急措置

(ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務

(イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

(ロ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

(エ) 災害時の心得

- a 災害情報の聴取並びに聴取方法
- b 停電時の照明
- c 非常食料、身廻り品等の整備及び貴重品の始末
- d 初期消火、出火防止の徹底
- e 避難の方法、避難路、避難場所の確認
- f 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

(オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他、災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、村、県その他防災機関は、「防災週間」（５月第４週）、「防災週間」（「防災の日」９月１日を含む１週間）、「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」１月１７日を含む１月１５日から１月２１日）に合わせて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

4 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、村及び県は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

県防災研修センターは、学校教育における取組を支援するため、防災教育に関する情報の提供に努め、各学校からの要望に応じて防災出前講座を行う。

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(含防災出前講座)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。

いずれの場合も、津波や地震に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底するとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

5 災害教訓の伝承

村及び県は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。

また、災害教訓や伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第２ 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

村、県及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促すものとする。

なお、津波や地震災害時において、村、県及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋の家具の固定や補強、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得を心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

第2節 防災訓練の実施

一般災害対策編第2部第3章第2節「防災訓練の実施」を準用し、緊急地震速報対応行動訓練や津波からの避難なども適宜実施するものとする。

第3節 自主防災組織の育成

一般災害対策編第2部第3章第3節「自主防災組織の育成」を準用する。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編第2部第3章第4節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第5節 防災ボランティアの育成

一般災害対策編第2部第3章第5節「防災ボランティアの育成」を準用する。

第6節 要配慮者の安全確保

一般災害対策編第2部第3章第6節「要配慮者の安全確保」を準用する。

第 3 部 津波災害応急対策

第1章 活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、村、県及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制の確立

本村において、地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、村、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 村の応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

村の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

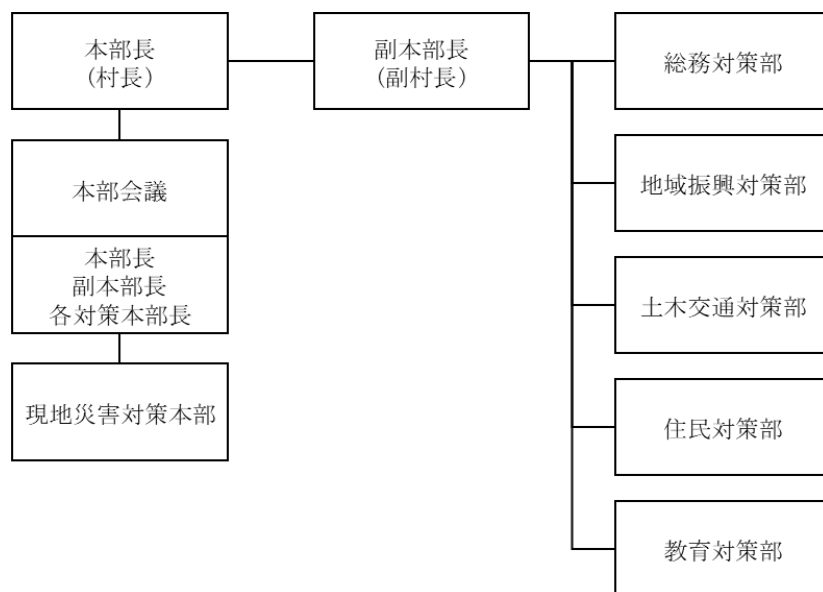
村内で震度4が観測されたとき、又は津波注意報が発表されたときは、地震・津波に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 村内で震度5弱若しくは震度5強が観測されたときは、災害警戒本部を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課総務室長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課の職員をもって充てる。
 - (ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。
- (2) 村災害対策本部の設置（図１）
- ア 村災害対策本部の設置又は廃止
- (ア) 村災害対策本部の設置（災害対策基本法第２３条の２）
村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - a 村に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
 - b 村内で震度６弱以上が観測されたとき、又は震度５強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
 - c 災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - (イ) 村災害対策本部の廃止
本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。
 - (ウ) 村長は、災害対策本部長を設置し又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。
- (3) 現地災害対策本部の設置（図１）
- ア 現地災害対策本部の設置又は廃止
- (ア) 現地災害対策本部の設置
村長は、次の基準により現地災害対策本部を設置することができる。
 - a 村に津波警報、大津波警報が発表されたとき。
 - b 村内で震度６弱以上が観測されたとき、又は震度５強以下の地震若しくは津波が発生し全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
 - c 災害救助法（昭和２２年１０月１８日法律第１１８号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - (イ) 現地災害対策本部の廃止
本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止する。

図 1 村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

- (ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で村長に替わる意思決定を行う。

- (イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。（表 1）

- (ウ) 現地災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長が指名する職員または出張所長を、副本部長は出張所補助員及び自主防災組織の長をもって充てる。

イ 本部の設置場所

- (ア) 本部は、原則として村災害対策本部（十島村役場 3 F）に設置する。なお、津波による本部の被災が予想される場合には、本部を安全な場所へ移動させる。

- (イ) 現地災害対策本部は、原則としてあらかじめ指定された避難所に設置する。

ウ 本部会議

- (ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

- (イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

- a 津波災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- b 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。

- c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。
- e 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。
- f その他、重要事項に関すること。

表 1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課 名	所 掌 事 務
総務対策部 (総務課長)	各部共通事項	(1) 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 (2) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (4) 本部長の指示による事務及び他部の応援に関すること。
	総務課 「総務室」 出納室、議会事務局 「デジタル政策室」 「危機管理室」	(1) 村防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 (4) 災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 (5) 高齢者等避難、避難指示に関すること。【住民対策部、教育対策部と連携】 (6) 指定避難所及び指定緊急避難所の決定に関すること。 (7) 自衛隊等の出動要請に関すること。 (8) 災害調書の作成及び県への報告に関すること。 (9) 無線通信の運用及び保守に関すること。 (10) 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 (11) 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 (12) 災害時の総合相談窓口の設置に関すること。 (13) 村有財産の災害調査に関すること。 (14) 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 (15) 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 (16) 村有車両の管理に関すること。 (17) 自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 (18) 行方不明者の捜索に関すること。 (19) 応急復旧等に要する資機(器)材の調達確保に関すること。 (20) 広報全般に関すること。 (21) 災害写真に関すること。 (22) 広報紙の発行に関すること。 (23) 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 (24) 庁内ネットワークシステムの維持及び管理に関すること。 (25) 災害時の消防及び水防に関すること。 (26) 消防団の動員に関すること。 (27) 救助・救急に関すること。

対策部名	課 名	所 掌 事 務
地域振興対策部 (地域振興課長)	地域振興課 「人口対策室」 「産業振興室」	(1) 商工水産関係の被害調査及び報告に関すること。 (2) 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関すること。 (3) 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関すること。 (4) 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関すること。 (5) 労働対策及び職業安定所への連絡に関すること。 (6) 農業・林業関係の被害調査及び報告に関すること。 (7) 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。 (8) 畜産物に関すること。 (9) 林野火災に関すること。 (10) 村営住宅の被害調査及び対策に関すること。 (11) 応急仮設住宅の建設に関すること。 (12) 災害住宅資金の融資に関すること。 (13) 被災住宅の応急修理に関すること。 (14) 村営住宅使用料の減免に関すること。 (15) 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関すること。
土木交通対策部 (土木交通課長)	土木交通課 「地域整備室」 「航路対策室」	(1) 土木関係災害予防及び応急措置に関すること。 (2) 土木関係の被害の調査及び報告に関すること。 (3) 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関すること。 (4) 緊急輸送道路の確保に関すること。 (5) 救援物資等の輸送に関すること。 (6) 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 (7) 水防法に基づく諸対策に関すること。 (8) 水位・流量その他の情報の関すること。 (9) 津波及び高潮対策に関すること。 (10) 上水道施設の災害予防及び応急工事に關すること。 (11) 上水道施設の被害調査及び報告に関すること。 (12) 農林道関係災害予防及び応急措置に関すること。

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 (住民課長)	住民課 「村民室」 「健康福祉室」	(1) 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び被災証明の発行に関する事。 (2) 避難所の開設・運営に関する事。 (3) ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関する事。 (4) 仮設トイレの確保・設置に関する事。 (5) 災害時の防疫、清掃に関する事。 (6) 迷ペットの対応及びペットの処理に関する事。 (7) 流出油災害対策に関する事。 (8) 災害による村税の減免に関する事。 (9) 日本赤十字社との連絡に関する事。 (10) 義援金品に関する事。 (11) 炊き出しに関する事。 (12) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関する事。【地域振興対策部と連携】 (13) 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関する事。 (14) 福祉避難所との連絡及び開設に関する事。 (15) 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関する事。 (16) 救護所の設置及び運営に関する事。 (17) ボランティアの受入れ配備に関する事。 (18) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。
教育対策部 (教育長)	教育総務課 「教育総務室」	(1) 避難所の開設の協力に関する事。【住民対策部と連携】 (2) 児童・生徒・教職員の安全対策に関する事。 (3) 応急教育に関する事。 (4) 授業に係る措置に関する事。 (5) 文化財の被害の調査及び報告に関する事。

現地災害対策本部の活動内容及び設置候補地

現地要員		役割	設置所候補地
指名職員 又は 出張所長		○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難指示等の呼びかけ	【口之島】 ・口之島地区コミュニティセンター 【中之島】 ・中之島地区コミュニティセンター ・中之島学園 ・中之島東区住民生活センター ・中之島西区住民生活センター ・十島村総合開発センター 【諏訪之瀬島】 ・諏訪之瀬島学園 ・諏訪之瀬島住民センター ・諏訪之瀬島防災活動拠点施設 ・諏訪之瀬島避難ターミナル 【平島】 ・平島地区コミュニティセンター ・平島学園 【悪石島】 ・悪石島地区コミュニティセンター ・悪石島学園 【小宝島】 ・小宝島学園 ・小宝島住民センター ・小宝島防災活動拠点施設 【宝島】 ・宝島学園 ・宝島避難施設
消防団	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示	
	分団員	○避難指示等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援	
自主防災組織	防災会長 (自治会長) ※	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営 (各班のとりまとめ)	
	各地区班長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、避難誘導	
	観光客 誘導班 (民宿など 宿泊施設) ※班長は 管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、 避難誘導	
	学校班	○児童・生徒の安全確認、 避難誘導	
診療所	看護師	○避難所における避難者の救護 ○要配慮者に対する救護・補助 ○自主防災会及び消防分団等との連携	
役場派遣職員※		○全般的な補佐	

3 職員の配備基準

地震発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。また、職員は日頃から参集・配備における基準を理解するとともに、緊急時の参集が迅速に対応できるよう努める。

(1) 職員の配備

村長は、次表の配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

地震・津波発生時の参集・配備基準

体制		基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制		(1) 村内で震度 4 が観測されたとき (2) 村内に津波注意報が発表されたとき	(1) 総務課：1 名以上 (2) 総務課長が必要と認める課、人数	地震や津波注意報発表時における注意喚起を行うため、県や関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制		村内で震度 5 弱又は震度 5 強が観測されたとき	(1) 総務課：1 名以上 (2) 土木交通課：1 名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第 1 配備	(1) 村内に津波警報が発表されたとき (2) 地震・津波により比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害対策本部長（以下「本部長」という）が必要と認めるとき	(1) 総務課：2 名以上 (2) 土木交通課：2 名以上 地域振興課：2 名以上 住民課：2 名以上 教育総務課：2 名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、村の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第 2 配備	(1) 村内で震度 6 弱以上が観測されたとき (2) 村内に大津波警報が発表されたとき (3) 村内で震度 5 強以下が観測されたとき若しくは津波が発生し、全地域にわたり大きな災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：3 名以上 (2) 土木交通課：3 名以上 地域振興課：3 名以上 住民課：3 名以上 教育総務課：1 名以上 出納室：1 名以上	

体制		基 準	参集・配備基準	活動内容
	第3配備	(1) 村内で震度6強以上が観測されたとき (2) 村内で震度6弱以下が観測されたとき若しくは津波が発生し、全地域にわたり甚大な災害が発生し又は発生するおそれのある場合で本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員	

別記1：地域振興課・住民課・土木交通課・教育総務課

別記2：出納室・議会事務局

ア 動員の伝達方法

(ア) 総務課職員の動員配備

地震の発生とともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の速報情報をもとに、総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課長は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

イ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により一定の震度以上の地震の発生や津波警報の発表を覚知し、あるいは地震・津波に遭遇したときは先ずは身の安全の確保を第一に行い、表4の参集・配備基準に照らして招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自主的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。ただし、参集が危険と判断した場合には無理な参集行動は実施しない。

なお、交通機関の普通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2 関係機関等の応急活動体制の確立

1 関係機関等の応急活動体制

(1) 防災関係機関の組織

防災関係機関は、津波の発生に際して、各々の防災業務計画等に規定された防災組織を確立し、応急対策を実施する。

(2) 住民の役割

住民自身は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応を含めて、初動段階において、自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

(3) 各種団体・組織・個人の役割

物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、女性団体、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、津波発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織、消防団を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移をみながら適宜各種団体の協力等を得てその防災体制を確立する。

2 関係機関等の動員配備体制

関係機関等は、津波や地震災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

第2節 情報伝達体制の確立

一般災害対策編第3部第1章第2節「情報伝達体制の確立」を準用する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用する。

第4節 広域応援体制

一般災害対策編第3部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第5節 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編第3部第1章第5節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

一般災害対策編第3部第1章第6節「技術者・技能者及び労働者の確保」を準用する。

第7節 ボランティアとの連携等

一般災害対策編第3部第1章第7節「ボランティアとの連携等」を準用する。

第8節 災害警備体制

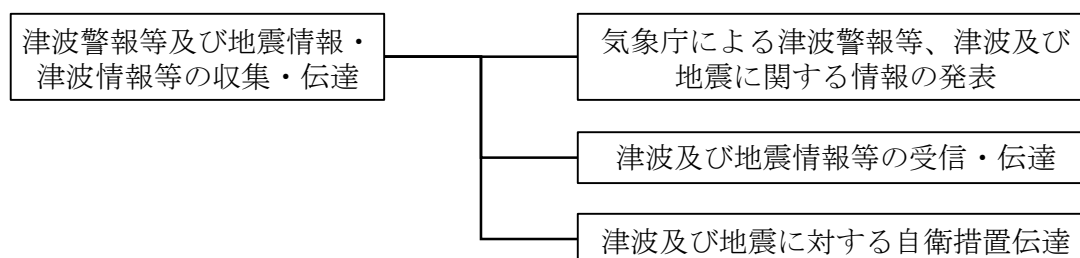
一般災害対策編第3部第1章第8節「災害警備体制」を準用する。

第2章 初動期の応急対策

津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 津波警報等及び津波情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、津波警報等及び津波情報等は基本的な情報である。このため、県、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。



第1 気象庁による津波予報等、津波及び地震に関する情報の発表

1 津波及び地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経路による村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上を予測した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を次表に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 190 地域に区分：本村の地域名称は「鹿児島県十島村」と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない旨」を付加
震源・震度に関する情報	・震度 3 以上 ・津波警報及び注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ことに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 国内や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合 にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(4) 津波警報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された

津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- ・ 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

- ・ ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2 \text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2 \text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

最大波の観測値及び推定値の発表内容

(沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1 \text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1 \text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

最大波の観測値及び推定値の発表内容
(沿岸から 100 km を超える沖合の観測点)

全国の警報等の 発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予 報区で大津波警報 または津波警報が 発表中	より沿岸に近い他の沖合の観 測点（沿岸から 100 km 以 内にある沖合の観測点）にお いて数値の発表基準に達した 場合	沖合での観測値を 数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を 「観測中」と発表
津波注意報のみ発 表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を 数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- b 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場合によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- a 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- a 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合がある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

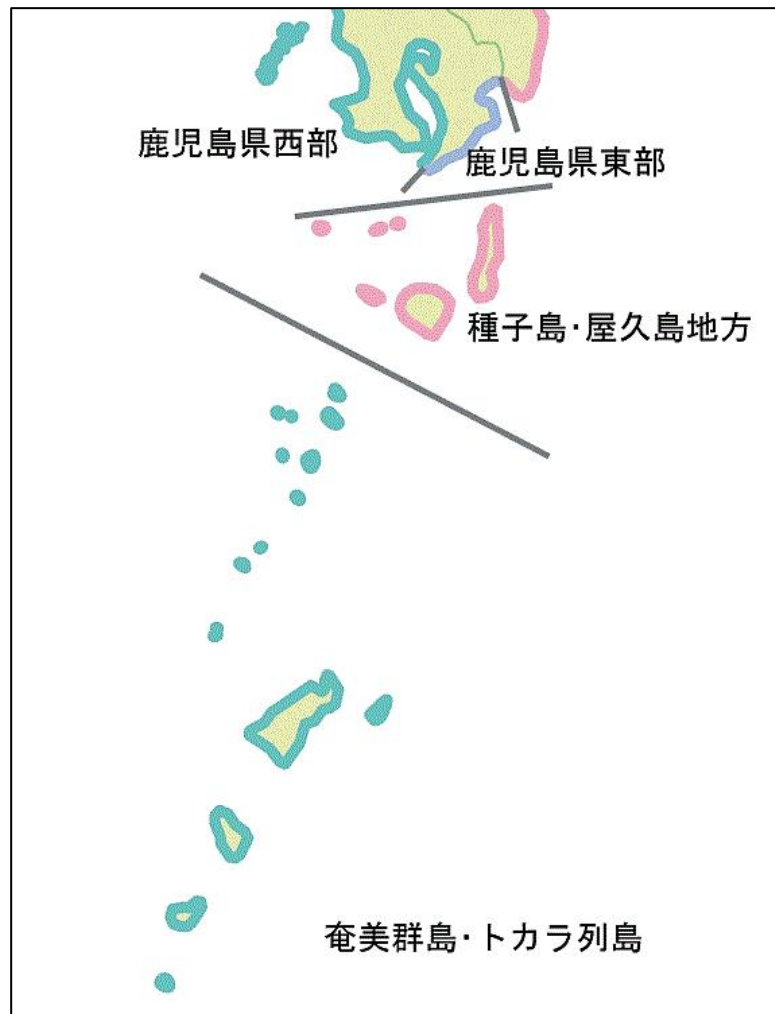
	情報の種類	内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波の伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

鹿児島県沿岸の属する津波予報区

鹿児島県の沿岸は「鹿児島県東部」、「鹿児島県西部」、「種子島・屋久島地方」、「奄美群島・トカラ列島」の4つに分けられる。鹿児島県の津波予報区は下の表のとおりである。

津波予報区	鹿児島県東部	鹿児島県西部	種子島・屋久島地方	奄美群島・トカラ列島
区 域	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。)	鹿児島県(佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。)	鹿児島県(西之表市、熊毛郡及び鹿児島郡三島村に限る。)	鹿児島県(奄美市、大島郡及び鹿児島郡十島村に限る。)
鹿児島県沿岸市町村	志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、南大隅町	鹿児島市、始良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、南大隅町、指宿市、錦江町、南九州市、枕崎市、南さつま市、日置市、いちき串木野市、阿久根市、長島町、出水市、薩摩川内市	西之表市、中種子町、南種子町、三島村、屋久島町	奄美市、龍郷町、喜界町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、十島村

鹿児島県の津波予報区地図



津波警報等の情報文例

【M8を越える巨大地震時の津波警報発表（第1報）時の情報文例】

【津波警報等の発表】

ツチツナミヨホリ9 カゴシマ

平成 年 月 日 時 分

鹿児島地方気象台

時 分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
当気象台管内に係する予報区：

\$ 宮崎県	大津波警報
\$ 鹿児島県東部	大津波警報
\$ 種子島・屋久島地方	大津波警報
\$ 奄美群島・トカラ列島	大津波警報
有明・八代海	津波警報
熊本県天草灘沿岸	津波警報
鹿児島県西部	津波警報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報
平成 年 月 日 時 分 気象庁発表

***** 見出し*****
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
大津波警報・津波警報を発表しました。
ただちに避難してください。

<大津波警報>
伊豆・小笠原諸島、東海地方、近畿四国太平洋沿岸、関東地方、香川県、九州地方東部、薩南諸島、大東島地方

<津波警報>
東北地方太平洋沿岸、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内会沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、九州地方西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

*****本文*****
\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです
< 大津波警報>。
\$ 千葉県九十九里・外房、\$ 千葉県内房、\$ *伊豆諸島、\$ 小笠原諸島、\$ 相模湾・三浦半島、\$ 静岡県、\$ *愛知県外海、\$ 伊勢・三河湾、\$ 三重県南部、\$ 淡路島南部、\$ *和歌山県、\$ 徳島県、\$ 香川県、\$ 愛媛県宇和海沿岸、\$ *高知県、\$ 大分県瀬戸内海沿岸、\$ 大分県豊後水道沿岸、\$ 宮崎県、\$ 鹿児島県東部、\$ 種子島・屋久島地方、\$ 奄美群島・トカラ列島、\$ 大東島地方

津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波警報>
岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京湾内湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、岡山県、広島県、愛媛県瀬戸内海沿岸、山口県瀬戸内海沿岸、福岡県瀬戸内海沿岸、有明・八代海、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、鹿児島県西部、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方

津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
<津波注意>
北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸中部、北海道太平洋沿岸西部、北海道太平洋沿岸北部、北海道日本海岸沿岸南部、青森県日本海沿岸、青森県太平洋沿岸、陸奥湾、山形県、新潟県上中下越、佐渡、富山県、石川県能登、石川県加賀、福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県出雲・石見、隠岐、山口県日本海沿岸、福岡県日本海沿岸、佐賀県北部、奄岐・対馬

以下の沿岸（上記の\$ 印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます
伊豆諸島、静岡県、愛知県外海、和歌山県、高知県

*****解説*****
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
ただちに避難してください。

<大津波警報>
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波警報>
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

<津波注意報>
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

<津波予報（若干の海面変動）>
若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません。

*****震源要素の速報*****
[震源、規模]
月 日 時 分頃地震がありました。
震源地は、○○○○○○（北緯○○．○度、東経○○○．○度、○○の□□◇◇km付近）で、震源の深さは○○km、地震の規模（マグニチュード）は△△と推定されます。

注：巨大地震の場合に、地震の規模が不確定な段階で発表する津波警報文における震源要素欄では、地震の規模を「8を超える巨大地震」として発表します。

第2 津波警報等の受信・伝達

1 津波警報等の伝達系統

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等の伝達系統は、津波警報等の基本的伝達系統図の津波警報等の伝達系統のとおり。

なお、津波や地震に関する情報についても、同伝達系統によるものとする。

2 津波警報等の受信・伝達

(1) 勤務時間外の津波や地震情報等の受信

非常勤職員は、本村に關係する気象庁発表の津波警報等や参集・配備基準に該当する地震情報を鹿児島県経由で受信した場合、直ちに総務課長にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 総務課長による津波や地震情報等の伝達

総務課長は、本村に關係する気象庁発表の津波警報等や参集・配備基準に該当する地震情報を鹿児島県経由で受信した場合、当該情報を関係連絡先に伝達するとともに、関係課長に対しても所要の伝達を行う。また、気象庁から伝達される津波警報等については、伝達の確実を期するため全文を、原文のとおり伝達する。

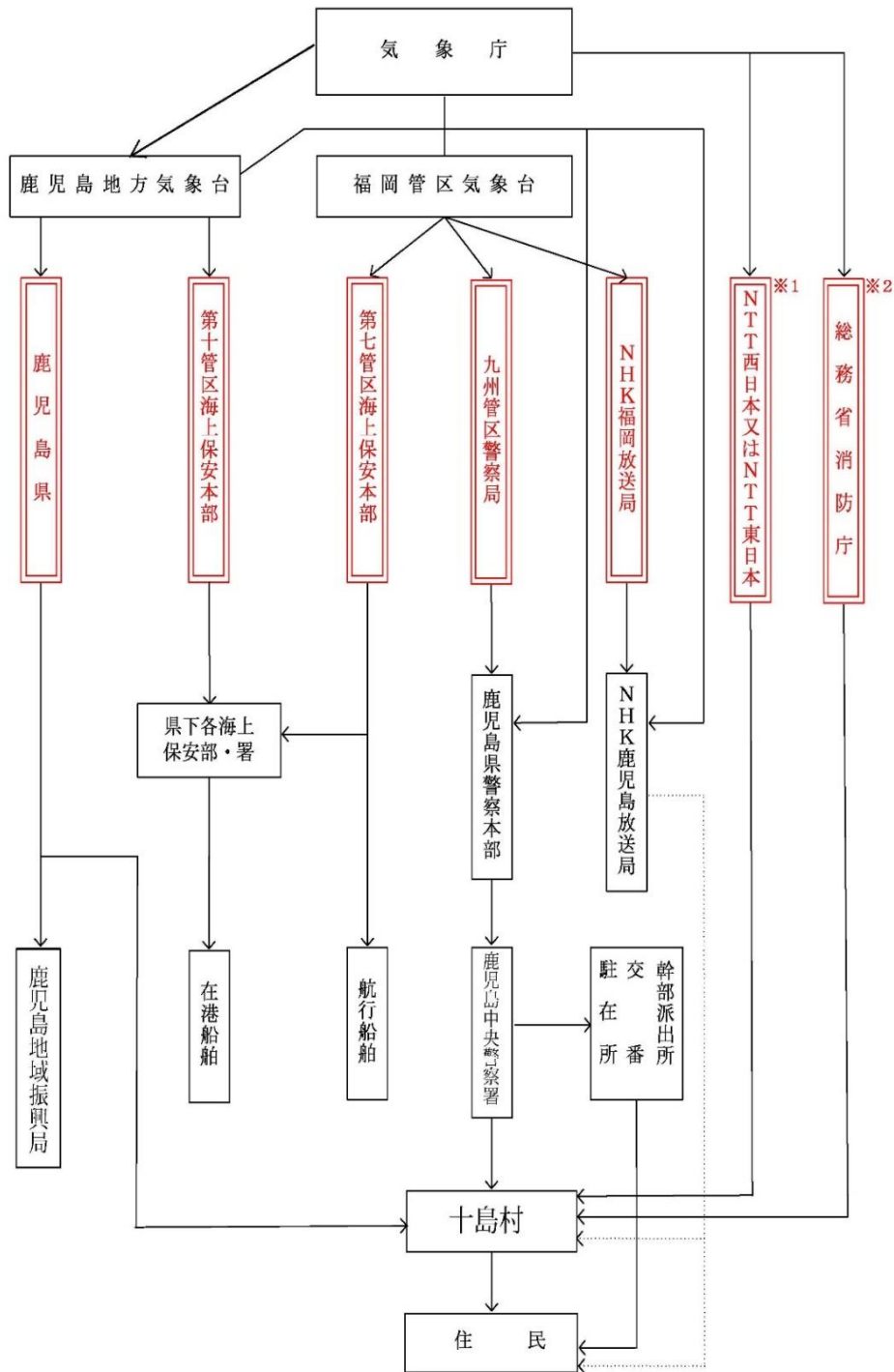
(3) 各課の反応

各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

(4) 県外の津波情報等の把握(気象台への照会)

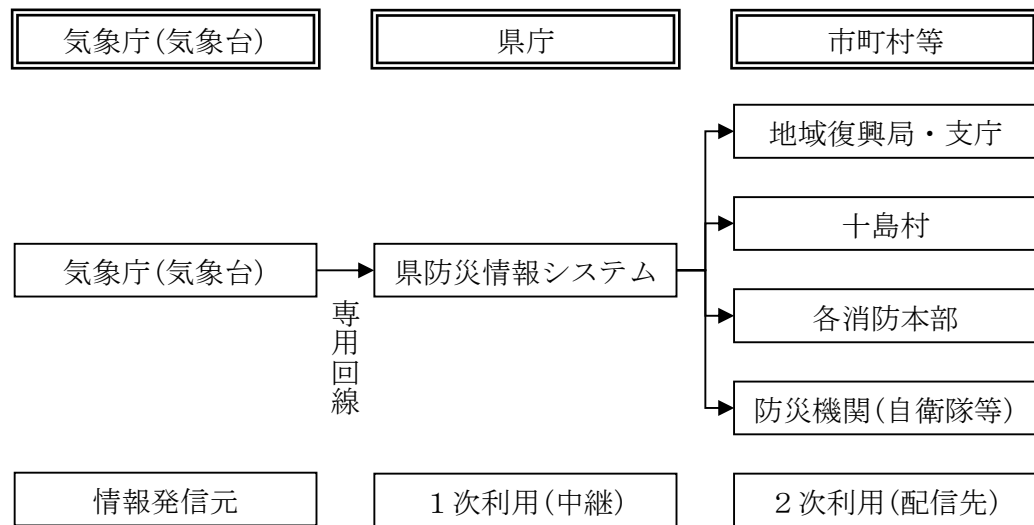
上記の発表情報だけでは得られない詳細な津波や地震の観測資料等のデータは、鹿児島地方気象台に直接照会を行い、FAXを通じて画像・文書情報として入手する。

津波警報等伝達系統図(十島村地域防災計画用)



- 1 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
- 3 ※1 気象資料伝送システム（オンライン） 特別警報・警報のみ伝達
- 4 ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

気象情報自動伝達システムによる地震情報の伝達系統図



第3 津波等に対する自衛措置伝達

1 津波への警戒、避難の指示

近海で地震が発生した場合は、津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。このため、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、以下のように対応する。また、津波地震や遠地津波に対する対応にも留意する。

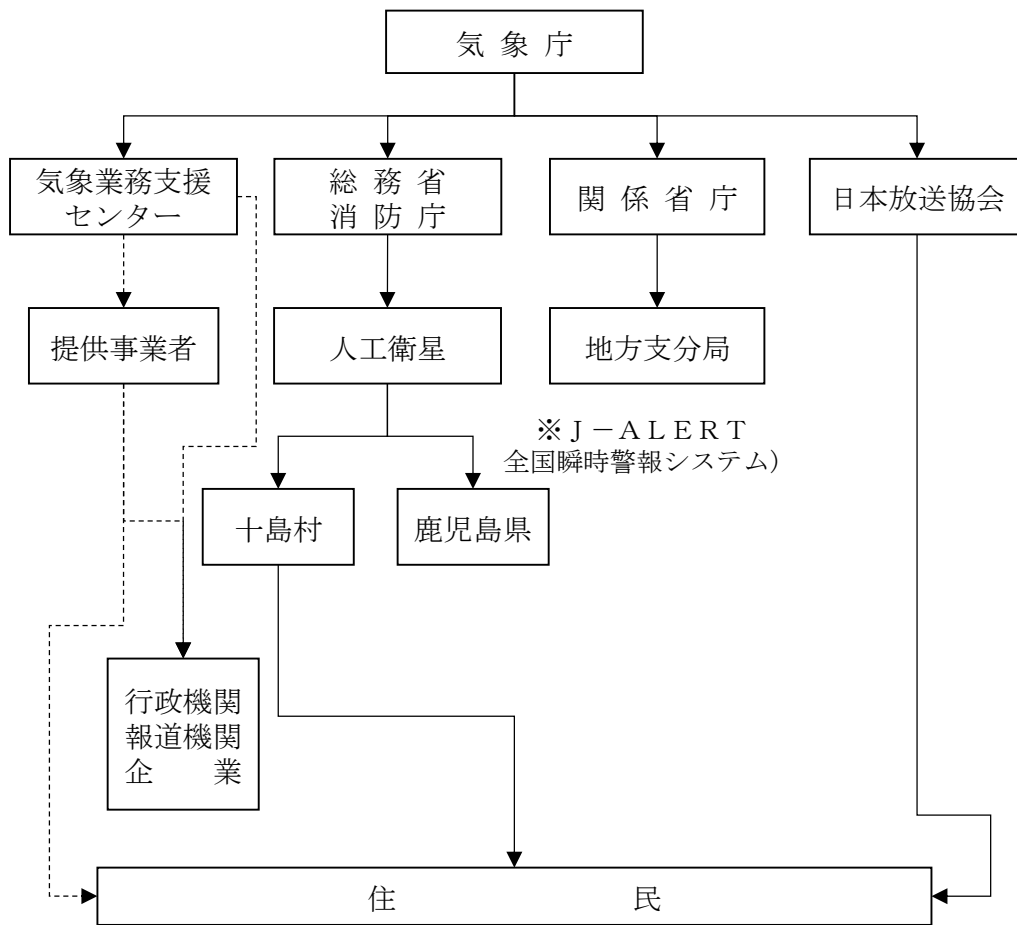
(1) 住民等の対応

津波危険予想地域の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 村の対応

村は、防災行政無線等を活用し、十島村漁業協同組合、宿泊施設、関係施設・団体等の協力を得て、海岸付近の住民や海浜にいる者等に直ちに海浜からの避難を指示する。

緊急地震速報（警報）の伝達系統



津波に対する警戒呼びかけ、避難指示の基準例

	基準	対応
津波に対する警戒及び 海岸部への避難指示	震度 4 (と思われる) の地震を感じたとき及び村内で震度 4 の地震を観測した場合。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を指示する (海岸避難指示)。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する 避難の指示	震度 5 以上 (と思われる) の地震を感じたとき及び村内で震度 5 以上の地震を観測した場合。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	① 予想される津波の最大波の高さより低い危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する (避難指示)。 ② 予想される津波の最大波の高さより高い地域の住民へ、第 2 波、第 3 波への警戒・安全の確保を呼びかける。

2 津波の監視警戒

揺れを感じた場合及び村内で基準とする震度を観測した場合には、村は、津波警報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、高台等安全な場所で潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に、震度4以上と思われる揺れを感じた場合及び村内で震度4以上の地震を観測した場合は、以下の対応をとる。

(1) 海面監視・警戒

気象官署からの津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

なお、今後は安全性を確保するため計画的に潮位テレメータ監視装置の整備に努める。

(2) 津波報道の聴取

地震を感じてから1時間以上、責任者を定め、NHKの放送を聴取する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

地震災害対策編第3部第2章第2節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用する。

第3節 広報

一般災害対策編第3部第2章第3節「広報」を準用する。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

一般災害対策編第3部第2章第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用する。

第5節 消防活動

一般災害対策編第3部第2章第5節「消防活動」を準用する。

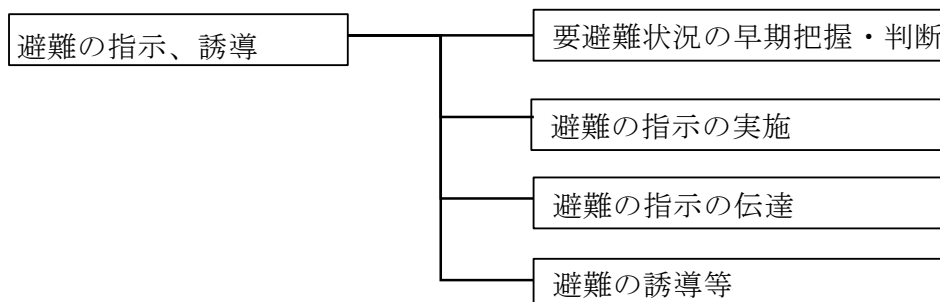
第6節 危険物の保安対策

一般災害対策編第3部第2章第6節「危険物の保安対策」を準用する。

第7節 避難の指示、誘導

津波や津波をもたらす地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを勧告し又は指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。



第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した津波の状況により大きく異なるため、村、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 津波からの避難の実施

鹿児島湾、奄美近海及び日向灘を震源とする地震のうち、後者の海溝型地震の場合、地震発生後数分以内に沿岸部に第一波が到達する地域も予想されるため、避難が緊急になされる必要がある。

したがって、地震とともに即時に沿岸地域の住民自身による避難活動が開始されることを前提に、村等は、避難指示の伝達及び注意喚起広報を即座に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 二次災害防止のための避難対策

鹿児島湾直下地震時は、地震火災からの避難が想定される。したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

第2 避難指示の実施

1 避難指示の基準と区分

(1) 津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度5程度以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合又は海底火山噴火等地震以外を起因とする潮位変動を伴う津波の発生が予想される場合、又は津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

(2) 避難指示

津波警報が発表されたとき、危険が予想され避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

また、大津波警報が発表されたとき、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。

(3) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(4) 津波に対する警戒呼びかけ、避難指示の基準例（再掲）

	基準	対応
津波に対する警戒及び海岸部への避難指示	震度4（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度4の地震を観測した場合。又は、津波注意報を入手したとき。	直ちに、海岸部に避難を指示する（海岸避難指示）。 また、その他の津波危険地域の住民等へ警戒を呼びかける。
津波危険地域に対する避難の指示	震度5以上（と思われる）の地震を感じたとき及び村内で震度5以上の地震を観測した場合。又は、弱い地震でも長時間のゆっくりとした揺れを感じたとき、若しくは、津波警報を入手したとき。	① 予想される津波の最大波の高さより低い危険地域の住民に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する（避難指示）。 ② 予想される津波の最大波の高さより高い地域の住民へ、第2波、第3波への警戒・安全の確保を呼びかける。

2 村の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・

滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、すみやかにその内容を総務課（災害対策本部設置時は総務対策部）に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 村は、避難措置の実施に関し次の事項を定めておく。
 - (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（村職員等の氏名）
 - (ウ) 避難の伝達方法
 - (エ) 各地域毎の避難場所および避難方法
 - (オ) その他の避難措置上必要な事項

3 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官による避難のための立退きの指示（災害対策基本法第61条）

警察官又は海上保安官は、村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

この場合、当該指示をしたときは、直ちに村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官による避難等の措置（警職法第4条による）

警察官は、前記1の避難の指示のほか、警職法第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官による警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第2項）

警察官又は海上保安官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を村長に通知しな

ければならない。

(4) 自衛官の行う避難措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の吏員がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限、禁止及び退去命令を行うことができる。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を村長に通知しなければならない。

4 学校・教育施設等における避難措置

村は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示(緊急)を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- (キ) 学校が村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画に登載された、災害種別、程度に応じた各学校毎の避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 学校の所在地の村長等の指示による避難の指示等に従う。
- (イ) 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (ウ) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (エ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒を安全な場所に避難させる。

- (オ) 学校が村地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (カ) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

第3 避難指示の伝達

1 村長による避難指示の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、当該村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段等を用い、確実に伝達する。

ア 同報無線等無線施設及び戸別受信機を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 緊急速報メール等

カ テレビ、ラジオ、インターネット（村ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）、ワンセグ放送、電話、特使等の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達に当たっては、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

2 村による避難指示の伝達

総務対策部は、第3節「広報」に示す広報要領に準じ、放送機関に対する放送要請又は住民に対する災害広報用の「緊急情報提供システム」等の方法により、津波からの避難や火災等からの避難など、広域的、緊急な避難指示を伝達する。

3 関係機関等による避難指示の伝達

警察官、海上保安官及び自衛官等による避難に際しては、各々の機関が有する伝達手段を効果的に活用するとともに、村の情報伝達手段による避難の広報活動と連携を図るものとする。

また、学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設等の管理者は、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 津波時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所の開設に当たって、村長は、避難場所の管理者、応急危険度判定士等の専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、その誘導に従うようにする。

(2) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避

難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、村が車両、船艇等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時の学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難場所の指定

(ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

(イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所(がけ崩れ、危険な橋、堤防)の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第8節 救助・救急

一般災害対策編第3部第2章第8節「救助・救急」を準用する。

第9節 交通確保・規制

一般災害対策編第3部第2章第9節「交通確保・規制」を準用する。

第 10 節 緊急輸送

一般災害対策編第 3 部第 2 章第 10 節「緊急輸送」を準用する。

第 11 節 緊急医療

一般災害対策編第 3 部第 2 章第 11 節「緊急医療」を準用する。

第 12 節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編第 3 部第 2 章第 12 節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第3章 事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

一般災害対策編 第3部 第3章 第1節「避難所の運営」を準用する。

第2節 食料の供給

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節「食料の供給」を準用する。

第3節 給 水

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節「給水」を準用する。

第4節 生活必需品の給与

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節「生活必需品の給与」を準用する。

第5節 保健対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節「保健対策」を準用する。

第6節 感染症予防対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節「感染症予防対策」を準用する。

第7節 動物保護対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節「動物保護対策」を準用する。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用する。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」を準用する。

第10節 住宅の供給確保

地震災害対策編 第3部 第3章 第10節「住宅の供給確保」を準用する。

第11節 文教対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節「文教対策」を準用する。

第12節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3部 第3章 第12節「義援物資等の取扱い」を準用する。

第13節 農林水産業災害の応急対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第13節「農林水産業災害の応急対策」を準用する。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設等は、複雑、高度化し、地震災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第1節「電力施設の応急対策」を準用する。

第2節 液化石油ガス施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第2節「液化石油ガス施設の応急対策」を準用する。

第3節 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第3節「上水道施設の応急対策」を準用する。

第4節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第4節「電気通信施設の応急対策」を準用する。

第5節 道路等公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第5節「道路等公共施設の応急対策」を準用する。

第 4 部 津波災害復旧・復興

第1節 地域の復旧・復興の基本的方針の決定

- | |
|--------------------|
| 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向 |
| 2 被害が甚大な場合の基本的方向 |

村及び県は、被災の状況、被災周辺地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は津波災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

津波に伴う被害が比較的少なく、局地的である場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したのち、従来どおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

大規模な津波により、甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等、中長期的課題の解決を図る復興を目指すものとする。被災地の復旧・復興は、村及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。ただし、被災地である村がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

- | |
|----------------|
| 1 復旧にあたっての基本方針 |
| 2 復旧事業の推進 |
| 3 事業計画の種別 |

1 復旧にあたっての基本方針

ライフライン施設等、公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止とともに、被害を最小限に食い止めるために必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

2 復旧事業の推進

(1) 公共土木施設

公共土木施設災害の復旧事業の推進については、次により実施する。

ア 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

イ 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

ウ 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。

また、本査定の場合は、査定前日に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

エ 復旧災害に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮に入れて、極力改良復旧できるよう提案する。

オ 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

カ 査定対象外とされた箇所で、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により村単独事業として行う等の計画を行う。

キ 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておく。

ク 災害の増加防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。

ケ 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

コ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介助の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等

に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(2) ライフライン施設等

ライフライン施設災害の復旧事業の推進については、基本的には公共土木施設災害の復旧事業の推進に準ずるが、次の点に特に留意する。

ア ライフライン施設災害の復旧にあたっては、ライフライン関係事業者は、村や県を経由して、可能な範囲で復旧事業の執行に関わる作業許可手続きの簡素化を図るよう国等へ要請する。

イ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 災害廃棄物の処理

復旧・復興を効果的に行うため、村は、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行うものとし、そのための処理計画を定める。県では、広域的な調整の必要がある場合、全体計画の策定や村による合同検討会を主宰することにより、円滑な処理を促進する。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画については、基本方針の基礎として、被害の都度検討、作成する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 公共土木施設災害復旧事業計画<ul style="list-style-type: none">・河川公共土木施設災害復旧事業計画・砂防設備災害復旧事業計画・林地荒廃防止施設災害復旧事業計画・道路公共土木施設災害復旧事業計画② 農林水産施設災害復旧事業計画③ 上水道災害復旧事業計画④ 住宅災害復旧事業計画⑤ 住宅福祉施設災害復旧事業計画⑥ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画⑦ 学校教育施設災害復旧事業計画⑧ 社会教育施設災害復旧事業計画⑨ その他の災害復旧事業計画 |
|--|

第3節 計画的復興の進め方

- | |
|----------------|
| 1 復興計画の作成 |
| 2 計画策定にあたっての理念 |
| 3 防災まちづくり |

1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを早急に実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

村及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

2 計画策定にあたっての理念

計画策定にあたっての理念をまとめると、次のとおりである。

- (1) 再度の災害の防止と、より快適な空間環境を目指す。
- (2) 住民の安全と環境保全等に配慮した、防災まちづくりを実施する。
- (3) 住民を主体として地域のあるべき姿を明確にし、将来を見すえた機能的でかつ、ゆとりとやすらぎのある生活環境を創出する。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所等、避難路・避難階段等の避難関連施設を計画的に整備すること等を基本的な目標とする。この際、オープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

第4節 被災者等の生活確保

一般災害対策編 第5部 第2章 第1節「被災者の生活確保」を準用する。

第5節 被災者への融資措置

一般災害対策編 第5部 第2章 第2節「被災者への融資措置」を準用する。